

第 9 期北海道総合開発計画に関する計画部会報告

令和 5 年 9 月

国土審議会北海道開発分科会計画部会

目 次

第 9 期北海道総合開発計画の策定にあたって

第 1 章 計画策定の意義 1

第 1 節 北海道開発の経緯 1

第 2 節 第 9 期北海道総合開発計画の意義 2

第 2 章 計画の目標 4

第 1 節 我が国を取り巻く状況 4

第 2 節 北海道の資源・特性 5

第 3 節 2050 年の北海道の将来像 7

第 4 節 第 9 期北海道総合開発計画の目標 10

目標 1 「我が国の豊かな暮らしを支える北海道

～食料安全保障、観光立国、ゼロカーボン北海道」

目標 2 「北海道の価値を生み出す北海道型地域構造

～生産空間の維持・発展と強靱な国土づくり」

第 3 章 計画推進の基本方針 11

第 1 節 計画の期間 11

第 2 節 計画の主要施策 11

第 3 節 計画の進め方 12

1. リアルとデジタルのハイブリッドによる北海道型地域構造の保持・形成 12

2. 計画の実効性を高めるための方策 13

3. 計画のマネジメント 15

第 4 章 計画の主要施策 16

第 1 節 「我が国の豊かな暮らしを支える北海道

～食料安全保障、観光立国、ゼロカーボン北海道」に係る主要施策 16

1. 食料安全保障を支える農林水産業・食関連産業の持続的な発展 16

2. 観光立国を先導する世界トップクラスの観光地域づくり 20

3. 地球温暖化対策を先導するゼロカーボン北海道の実現 24

4. 地域の強みを活かした成長産業の形成 27

5. 自然共生社会・循環型社会の形成 28

6. 北方領土隣接地域及び国境周辺地域の振興 30

7. アイヌ文化の振興等 32

第 2 節 「北海道の価値を生み出す北海道型地域構造

～生産空間の維持・発展と強靱な国土づくり」に係る主要施策 32

1. デジタルの活用による生産空間の維持・発展 32

2. 多様で豊かな地域社会の形成 33

3. 北海道型地域構造を支え、世界を見据えた人流・物流ネットワークの形成 35

4. 生産空間を守り安全・安心に住み続けられる強靱な国土づくり 37

付記 41

1 第9期北海道総合開発計画の策定にあたって

2
3 「戦後四つの島にとじこめられたわが国において、豊富なる未開発資源と広大なる地域
4 を有する北海道の開発は、経済自立の問題、人口解決の問題併せて国民の志気の問題等よ
5 りみて絶対推進すべきことがらである。」

6 これは、昭和 26 年に策定された第一期の北海道総合開発計画に記された計画の目的で
7 ある。以降 70 年余、累次の計画と事業等により、北海道は我が国全体の安定と発展に大き
8 く寄与する地域となった。

9
10 直近の数年の間に、世界・日本は過去に経験したことの無い危機と変化に直面した。
11 一つはロシアのウクライナ侵略を契機として食料安全保障の問題が顕在化したこと、
12 一つは新型コロナウイルス感染症が世界中の人の流れを止めて観光立国日本も揺らいだこと、
13 一つは 2050 年のカーボンニュートラル実現が世界の潮流となったこと、である。

14 我が国がこれらを乗り越えるためには、高い食料供給力、魅力的な観光資源、豊富な再
15 生可能エネルギーがおのずから必要となる。そして、北海道のポテンシャルなくしてそれ
16 らは決して満たされ得ない。第一期計画の言葉を借りれば、北海道開発は、改めて「絶対
17 推進すべきことがら」となった。

18
19 北海道の特筆した価値を生む地域を、私達はその「生み出す力」に着目して「生産空間」
20 と定義付けている。その「生み出す力」は、生産空間におけるリアルな人の営みによって
21 維持されており、定住環境を如何に維持していくかが、北海道の価値発揮に対する最も重
22 要な基礎となる。一方、第8期計画までに取り組んできた北海道特有の課題は今も残され
23 ている。

24 マクロ的には国土の約5分の1を占める広大な面積の中に散在し、ミクロ的には本州以
25 南と異なる散居の居住形態を持つ生産空間は、謂わば「二重の疎」の環境にある。人口減
26 少が進む中でこの疎を克服して定住環境を維持するには、時間距離を縮めるネットワーク
27 の強化とともに、物理的距離を超越させるデジタル技術活用の視点が欠かせない。

28 生産空間の定住環境に対するもう一つの脅威は、激甚化・頻発化する自然災害である。
29 積雪寒冷という厳しい環境下にあり、新たに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の危機も
30 加わる中で、国土強靱化を急ぎたい。

31 もとより、歴史的・地理的特性からのアイヌ文化振興や北方領土隣接地域振興も、生産
32 空間を舞台として今後も北海道開発を特徴付けていくこととなる。

33 これら私達のビジョンを、第一章以降で示していきたい。

34
35 「他で代替できない北海道の価値」は、人がリアルにそこに住む・そこに行くことから
36 生まれる。全国に10年先んじて進む人口減少や広域分散型社会の課題を乗り越え、北海道
37 の価値を最大化するために2050年という近未来を見据えて多様な主体と『共に北海道の
38 未来を創る』こと。

39 それが、第9期北海道総合開発計画に込めた中心的メッセージである。

1 第1章 計画策定の意義

3 第1節 北海道開発の経緯

4 1. 北海道開発の歴史

5 我が国は、北海道の豊富な資源や広大な国土を利用し、国全体の安定と発展に寄与す
6 ることを目的として、1869年の開拓使設置以降、特別な開発政策の下、北海道開発を進
7 めてきた。北海道開発法（昭和25年法律第126号）の制定後は、同法に基づきこれまで
8 8期にわたり北海道総合開発計画を策定し、計画的に北海道開発を推進してきた。北海
9 道開発の主眼は、法制定当初の国民経済の復興や人口問題の解決から、産業の適正配置、
10 エネルギー、食料の供給、観光等、時代の変遷に伴い変化しているが、一貫して、その
11 時々の国の課題の解決に寄与することを目的としている。

12 北海道開発の結果、1869年に約5万8千人だった人口は、500万人余りに達し、道内
13 総生産は約20兆円になるなど、北海道は、食料の供給や観光・保養の主要な拠点とし
14 て、我が国全体の安定と発展に大きく寄与する地域となっている。

16 2. 第8期北海道総合開発計画の経緯

17 第8期北海道総合開発計画（平成28年3月29日閣議決定。以下「第8期計画」とい
18 う。）は、本格的な人口減少時代の到来や国際環境の変化等を背景に策定された。

19 第8期計画策定当時の北海道は、人口減少・高齢化の急速な進行等により、食や自然
20 環境等の北海道の強みを提供し、我が国全体に貢献している「生産空間」¹を維持してい
21 くことが困難となるおそれがあった。このため、「食」と「観光」を戦略的産業として位
22 置付け、食と観光を担う生産空間を支えながら、「世界水準の価値創造空間」の形成を目
23 指すこととし、「人が輝く地域社会の形成」、「世界に目を向けた産業の振興」、「強靱で持
24 続可能な国土の形成」を3つの主要施策として推進してきた。

25 また、生産空間は主として地方部に存在し、人々が分散して生活する散居形態を成し
26 ているという北海道の地域特性を踏まえ、都市機能・生活機能が日常生活に支障のない
27 水準で提供される「基礎圏域」を形成し、生産空間での暮らしを支えつつ、基礎圏域内
28 外の人々の活発な対流を促進する中で、人口の自然減・社会減の抑制を目指す「北海道
29 型地域構造」の保持・形成を図ることとした。

30 第8期計画期間中には、農地の大区画化等の農林水産業のイノベーションを推進し、
31 専門的な農業経営体を中心とした効率的かつ安定的な生産が展開され、北海道の農業産
32 出額は、2014年から2020年の期間で1兆1,110億円から1兆2,667億円に増加した。

33 来道外国人旅行者数は、受入環境整備、ドライブ観光促進の取組等を実施した結果、
34 2015年から2019年までの期間で190万人から301万人と約1.6倍になり、我が国全体
35 の外国人旅行者数の増加に貢献した。

36 強靱で持続可能な国土の形成に関しては、河川、道路、港湾・漁港、海岸保全施設、

¹ 生産空間：主として農業・漁業に係る生産の場（特に市街地ではない領域）を指す。生産空間は、生産のみならず、観光、脱炭素化に資する森林資源、豊富な再生可能エネルギー導入ポテンシャル、その他多面的・公益的機能を提供し、北海道の価値を生み出している。

1 農業水利施設等の重要インフラの機能強化等の安全・安心な社会基盤の形成に向けた取
2 組や、釧路湿原の河道の蛇行復元等豊かな自然や多様な動植物の生息・生育環境を保全
3 するための取組が着実に進捗している。

4 2020年、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）が世界に拡大し、我が
5 国の社会経済活動は大きな影響を受けた。北海道においても、行動制限等により旅客の
6 輸送需要が大きく減少し、特に観光をけん引してきたインバウンド需要が消失するなど、
7 北海道の経済に甚大な影響を与えた。

8 令和3年2月に取りまとめられた第8期北海道総合開発計画中間点検報告書（以下「中
9 間点検」という。）においては、感染症の影響を受けても、「食」と「観光」を戦略的産
10 業と位置付け、北海道の豊かな自然や文化等に根ざしつつ、「世界の北海道」を目指す
11 という第8期計画の理念は変わるものではないとし、感染症によって見えてきた北海道の
12 価値を改めて見つめ直し、DX（デジタルトランスフォーメーション）の加速等を図り
13 ながら、ポストコロナにおける「新たな日常」を先導する地域を目指すこととされた。

14 15 第2節 第9期北海道総合開発計画の意義

16 北海道開発の基本的意義は、北海道の資源・特性を活かして、その時々々の国の課題解決
17 に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図ることにある。

18 中間点検以降、北海道開発を取り巻く状況に急速かつ大きな変化が生じている。

19 感染症の拡大により東京一極集中のリスク及びその是正の必要性が改めて認識されると
20 ともに、テレワークを始め新しい働き方が導入されるなど、国民の暮らし方・働き方が大
21 きく変化した。

22 世界各地で異常気象が発生する中、地球規模の課題の解決に向け、我が国は2050年まで
23 に温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現を
24 目指すことを決定した。

25 デジタル技術の活用が多方面で進み、地域の個性を活かしながら地方の社会課題の解決、
26 魅力向上のブレークスルーを実現し、地方活性化を加速するデジタル田園都市国家構想の
27 取組が進められることとなった。

28 ウクライナ情勢や円安等を背景として、エネルギー・食料品の価格高騰や国際的な供給
29 不安が発生し、エネルギー・食料の安定供給の重要性とその難しさが再認識されることと
30 なった。

31 広域分散型社会を形成し散居の居住形態である「二重の疎」は、食料供給力が高く、観
32 光資源に恵まれ、再生可能エネルギーのポテンシャルが高い北海道の価値を生み出す「恵
33 まれた疎」でもあり、我が国を取り巻く状況の変化に対し、北海道は、その資源・特性を
34 活かして、我が国の経済社会づくりを先導する役割を担っていかなければならない。

35 一方、全国よりも10年先んじて高齢化が進行し、生産年齢人口の減少等の社会環境の見
36 通しが厳しく、生産空間の維持が課題となる中で、デジタル技術によるイノベーションに
37 対応した行動を起こさなければ、北海道は、国の課題解決に貢献することはおろか、地域
38 の維持も困難になりかねない。

39 このような状況下において、北海道開発を推進するためには、国、地方公共団体、住民、
40 NPO、企業、教育機関等のあらゆる主体がデジタル技術を活用して連携・協働し、課題

- 1 解決の取組を迅速に押し進めていくことが必要である。
- 2 また、多くの課題を国だけが主体となって解決することは困難であり、各主体が北海道
- 3 の地域特性を踏まえた将来像と目標を共有し、同じ方向性の下に各自のできることを追求
- 4 していくことが重要である。このため、2050年までの長期を見据えた北海道開発の展開の
- 5 方向と施策の内容を示すものとして第9期北海道総合開発計画を策定する。
- 6

1 第2章 計画の目標

3 第1節 我が国を取り巻く状況

4 1. 人口減少・少子高齢化と人口動態の変化

5 我が国の人口減少・少子高齢化は急速に進行しており、2050年には人口が約1億人ま
6 で減少し、高齢化率は約38%に達する見込みである。

7 北海道の人口減少は全国に先行し、2050年には人口が400万人弱まで減少する見込み
8 である。また、高齢化も全国を上回るスピードで進行しており、2040年の高齢化率は40%
9 を超える見込みである。

10 人口減少が進行すると、生産年齢人口の減少や国内消費市場の縮小によって経済規模
11 が縮小する可能性がある。特に、地方部においては、人口減少・低密度化の加速により
12 地域の活力の低下が懸念されるとともに、医療、福祉、介護、教育、商業等の都市機能・
13 生活機能の維持が困難になるおそれがある。

14
15 近年、東京圏等の都市圏からの転入が転出を上回っている市町村が全国的に見られる
16 ようになっており、それに加え、感染症の影響により、東京一極集中のリスクが改めて
17 認識され、若者を中心に地方への移住や就業に対する関心が高まりを見せている。

18 また、感染症拡大を契機にテレワークが普及するなど、多様な暮らし方・働き方が可
19 能となる環境が整いつつあり、東京一極集中の是正と地方活性化につながる動きも見ら
20 れる。

22 2. 気候変動と自然災害の激甚化・頻発化

23 極端な高温、大雨の頻度・強度の増加等の地球温暖化が要因とされる気候変動問題は、
24 世界各国が対応すべき喫緊の課題となっている。また、気候変動により、農作物の生育
25 障害、品質低下、海洋生物の分布域の変化、渇水の増加等の広範な影響が確認されてお
26 り、今後、更に深刻化することが懸念されている。

27 気候変動問題に対応するため、我が国では、2050年までのカーボンニュートラルの実
28 現を目標として、2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度から46%削減することを
29 目指すこと、さらに、50%の高みに向け挑戦し続けることを表明した。

30 北海道においては、「ゼロカーボン北海道」²実現に向けて、国の各機関の連携による
31 支援体制が整備され、北海道、市町村と一体となって、全国の脱炭素化を先導する取組
32 が開始されている。

33
34 我が国は、地形、地質、気象等の自然条件により、従来から、台風、豪雨・豪雪、地
35 震、火山噴火等の自然災害による甚大な被害に見舞われてきた。

36 近年、降雨の局地化や集中化、記録的な降雪が発生しており、地球温暖化による気候

² ゼロカーボン北海道：2020年3月、北海道は国に先駆けて2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すことを宣言し、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける「ゼロカーボン北海道」の実現を目指すこととした。（人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれていることを「ゼロカーボン」と定義している。）

1 変動の影響により、今後更に水害、土砂災害等が激甚化・頻発化することが懸念されて
2 いる。特に北海道は、全国の他の地域と比べて気候変動の影響による将来の降雨量の増
3 加率が大きいと予測されている。

4 また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や南海トラフ地震、首都直下地震等の巨大
5 地震による大規模災害の発生が切迫しており、人口・諸機能が集中する地域に甚大な被
6 害をもたらす可能性がある。北海道では、冬期に大規模自然災害が発生した場合、マイ
7 ナス 20 度を下回る低温や積雪、風雪、流水等により応急・復旧活動が妨げられ、避難が
8 困難になるなど、被害の増大が懸念されている。

3. 社会を変えるデジタル技術

11 近年、情報通信技術（ICT）の急速な進化により、新しいビジネスや市場が生まれ、
12 人々の生活にも大きな変化をもたらしている。農林水産業へのロボット、AI、IoT
13 等の先端技術の活用や積雪寒冷環境における自動運転の試験研究、インフラ分野へのデ
14 ジタル技術の活用等が進んできており、今後、デジタル技術等の更なる活用により、社
15 会課題の解決やイノベーションの進展が期待されている。

4. 国際情勢の変化

18 我が国の経済は、1990 年代以降、長期的に低迷し、世界経済における地位は相対的に
19 低下している。一方、アジア主要国の GDP は大きく増加し、世界の貿易はアジアを中
20 心に拡大しており、今後も成長が続くことが予想されている。訪日外国人旅行者につい
21 ても、感染症の拡大前は、アジア諸国を中心として大幅な増加傾向にあった。

23 我が国は、小麦・大豆等の穀物・飼料、肥料原料等の輸入依存度が高く、原材料の価
24 格高騰により供給が途絶えれば、国民の生活と経済が大きな影響を受けることになる。
25 世界の食料供給を巡っては、大規模自然災害、異常気象、水需給のひっ迫等のリスクが
26 あり、感染症拡大期においては、小麦の主要輸出国による食料の輸出制限が実施される
27 など、グローバル・サプライチェーンにおけるリスクが顕在化した。

28 さらに、ロシアのウクライナ侵略によるエネルギー価格の高騰や国際的な供給不安の
29 顕在化により、国内におけるエネルギーや食料の安定供給の重要性が改めて浮き彫りと
30 なった。

第 2 節 北海道の資源・特性

33 前節のとおり我が国を取り巻く状況は急速かつ大きく変化しているが、豊かな資源に恵
34 まれた北海道には、これらの変化に立ち向かい課題を解決するポテンシャルがある。

1. 広大な大地

37 北海道は、日本列島を構成する主要 4 島の一つで、国土面積の約 5 分の 1 を占め、近
38 畿・中国・四国地方の合計面積に匹敵する広大な大地である。人口密度は全国平均の約
39 5 分の 1 であり、都市間距離が長く、各地域の拠点となる都市に蓄積された都市機能を
40 周辺の広い地域で利用する広域分散型社会が形成されている。

2. 食料供給力

北海道の農業産出額は全国の約 15%を占め、小麦、ばれいしょ、たまねぎ、生乳等の多くの農畜産物で全国最大の生産地となっており、我が国の食料（供給熱量ベース）の約 4 分の 1 を生産するなど、我が国の食料供給基地としての役割を担っている。また、北海道の耕地面積は、全国の約 26%を占めており、荒廃農地の発生面積が小さく、耕地面積が安定的に推移している。農地の大区画化と集積・集約化が進行するとともに、都府県の約 14 倍の経営規模を有し、専門的な経営体が主体となった生産性の高い農業経営が展開されている。

水産業に関しても、北海道は、全国の約 13%の海岸線を有し、海面漁業・養殖業の生産量で全国の約 24%、産出額で全国の約 17%を占め、ホタテガイ、タラ、サケ・マス、ホッケ、コンブ等の多くの水産物で全国一の生産量を誇る我が国最大の水産物供給基地である。

3. エネルギー・資源

北海道には、風力、太陽光、地熱等の再生可能エネルギーや水資源が豊富に賦存している。都道府県別の再生可能エネルギー賦存量で見ると、陸上風力（約 51%）、洋上風力（約 29%）、太陽光（約 25%）等で北海道が全国 1 位となっており、特に、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札と期待される洋上風力については、2040 年の全国導入目標³の約 3 分の 1 を北海道が担うことが想定されている。また、全国の森林面積の約 22%を占める北海道の森林は、CO₂の吸収源として重要な役割を担っており、全国の約 13%の海岸線を有する北海道の沿岸域におけるブルーカーボン生態系⁴についても、新たなCO₂の吸収源として期待されている。

4. 自然環境・文化

我が国の中でも特に自然に恵まれている北海道には、美しく個性豊かな景観が存在しており、貴重な動植物が生息している。

また、北海道には、アイヌ文化や雪・氷に慣れ親しむ北の暮らし等の独自の歴史・文化が存在している。

こうした北海道の自然環境、自然・農山漁村景観、独自の歴史・文化は、アジアの中でも特徴的で魅力的な観光資源となっており、アジアからの訪日外国人の旅行先として高い人気を誇っている。来道希望する外国人旅行者からは、雄大な自然や歴史・文化を活かしたアドベンチャートラベル等への期待が高く、北海道は、夏場の過ごしやすい気候や冬のパウダースノーを活かしたスポーツ等の四季を通じた体験型観光や世界屈指

³ 全国導入目標：洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会「洋上風力産業ビジョン（第1次）」（令和2年12月）における2040年までの全国の導入目標。同ビジョンにおいて、一定の考え方の下で地域別の導入イメージが示されている。

⁴ ブルーカーボン生態系：ブルーカーボンとは藻場や浅場等の海洋生態系に取り込まれた炭素のことであり、ブルーカーボンを隔離・貯留する海草藻場、海藻藻場、湿地・干潟等の海洋生態系を「ブルーカーボン生態系」と呼ぶ。

1 のスノーアクティビティを提供できる国内有数の地域となっている。

3 5. 地理的特性・寒冷地技術

4 北海道は、日本列島の最北端に位置し、ロシア極東地域に隣接するとともに、北米・
5 欧州と東アジアとの結節点という要衝を占め、北の玄関としての役割を果たしている。

6 積雪寒冷の厳しい気象条件、土壌条件等を克服するための技術開発・研究開発の蓄積
7 があることから、積雪寒冷技術研究のフロンティア、先駆的フィールドとしての役割が
8 期待されている。

10 第3節 2050年の北海道の将来像

11 我が国を取り巻く状況に急速かつ大きな変化が生じている中で、北海道開発は、時代の
12 変化に臨機応変に対応して時々の国の課題の解決に寄与することが重要であるが、それと
13 同時に、北海道開発を効果的に推進し、地域の活力ある発展を実現するためには、長期的
14 な展望に立った基本的方向性を総合的に示し、計画を実施する主体間でこれを共有するこ
15 とが必要である。

16 このため、北海道が国の課題の解決のために果たすべき役割を整理し、2050年の北海道
17 の将来像を描くとともに、それを実現するための方向性を示した上で新たな北海道開発の
18 目標を設定する。

20 1. 国の課題解決のために果たすべき役割

21 我が国を取り巻く状況及び北海道の資源・特性を踏まえると、2050年を見据え北海道
22 が国の課題解決のために果たすべき役割は以下のとおりである。

24 ① 分散型国づくりを支える地方創生を先導する

25 ライフスタイルや価値観が多様化する中で、心の豊かさやゆとりある生活を重視
26 する人も増えており、感染症によって地方移住や多様な暮らし方・働き方への関心
27 が高まっている。これに対し、北海道には、密になりにくい広域分散型の地域構造、
28 豊かな自然環境に囲まれたゆとりある空間等、多様な暮らし方・働き方を求める
29 人々を引きつける魅力と包容力があり、分散型国づくりを支える地方創生を先導す
30 ることが期待されている。

31 ② 豊かな土地・水資源等を活かして我が国の食料安全保障を支える

32 世界の食料需要の増大や国際情勢の変化等により、将来の食料需給のひっ迫や食
33 料の安定供給への懸念が高まりつつある。これに対し、北海道は我が国の食料供給
34 基地として食料の安定供給に貢献しており、その重要性は更に増している。

35 ③ 豊富な地域資源を活かして我が国の脱炭素化を先導する

36 2050年カーボンニュートラルの実現は、世界の国々が利害を超えて一体となって
37 取り組まなければ達成できない課題である。これに対し、北海道には、風力等の豊
38 富な再生可能エネルギー賦存量と、全国の約5分の1を占める広大な面積の森林が
39 あり、豊富な地域資源を活かして我が国の脱炭素化を先導することが期待されてい
40 る。

1 ④ 国民共通の財産である北海道の自然環境・文化を受け継ぐ
2 特色ある自然環境に加え、アイヌ文化等、北海道独自の歴史や文化の価値が改め
3 て見直されており、国民共通の財産である北海道の自然環境・文化を受け継ぐこと
4 が求められている。

5 ⑤ 生産空間を守り安全・安心に住み続けられる強靱な国土をつくる
6 水災害の激甚化・頻発化、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模自然災
7 害が懸念されている。また、北海道の「食」、「観光」及び「脱炭素化」を担う生産
8 空間を守ることは、我が国の持続可能な社会経済活動に貢献することにつながる。
9 生産空間を守り安全・安心に住み続けられる強靱な国土をつくることが求められて
10 いる。

11 ⑥ 競争力のある産業を育成し我が国の経済成長に貢献する
12 我が国の経済は長期的に低成長が続いており、国際的地位の更なる低下が懸念さ
13 れている。

14 これに対し、北海道においては、市場の拡大が期待される再生可能エネルギー関
15 連産業、経済安全保障に貢献する半導体産業、民間によるロケット打上げ等の様々
16 な企業の発展が期待される宇宙関連産業等が成長しつつあり、競争力のある産業を
17 育成し、我が国の経済成長に貢献することが求められている。また、北海道は、特
18 色ある自然環境・文化等の観光資源を有しており、国内旅行先としてのみならずア
19 ジアを始めとした訪日外国人の旅行先としても人気が高い。国内交流の拡大やイン
20 バウンド観光の回復により、感染症によって打撃を受けた観光地・観光産業の再生
21 を図るとともに、世界トップクラスの観光地域づくりを推進し、観光立国の実現に
22 向けて先導的な役割を果たす必要がある。

24 2. 将来像

25 第1節の「我が国を取り巻く状況」、第2節の「北海道の資源・特性」と上記「国の課
26 題解決のために果たすべき役割」を踏まえ、2050年の北海道の将来像を描き、北海道開
27 発を効果的に進める。

29 ① 食、観光、脱炭素化等の北海道の強みを活かした産業が国内外に展開し、豊かな
30 北海道が実現することで、我が国の経済安全保障に貢献している。

31 ② デジタルの実装により、北海道内の地方部における定住・交流環境が維持される
32 とともに、国内外から人を魅きつける多様な暮らし方が実現している。

34 3. 将来像を支える社会基盤

35 2050年における北海道の将来像を支える根幹的な社会基盤としては、北海道新幹線
36 (新函館北斗・札幌間)、高規格道路や港湾・空港等の北海道内外を連結する交通ネット
37 ワーク整備、気候変動(2度上昇)を前提とした河川整備等の流域治水、大区画化等の
38 農業生産基盤、森林、拠点漁港等の整備、高度なデジタル基盤や北海道内外を連結する
39 送電網整備が進展していることが期待される。

4. 将来像を実現するために進むべき方向性

- ① 高い食料生産力を有する農林水産業・食関連産業を形成
食料生産力の向上により北海道産の農林水産物が安定的に供給されるとともに、デジタル技術等による幅広い農林水産業・食関連産業の展開によって地域全体の所得が向上し、我が国の食料安全保障に貢献することを目指す。
- ② 脱炭素社会を実現し、エネルギー基地を形成
北海道に豊富に賦存する再生可能エネルギーが最大限に活用され、北海道内のみならず道外に対してエネルギーを供給するとともに、北海道の豊富な森林資源等を最大限に活用した脱炭素社会の実現を目指す。
- ③ 世界市場を見据えた「食」、「観光」、「再生可能エネルギー」産業を形成
北海道の雄大な自然や文化・歴史を活かした高付加価値な観光資源造成等により世界トップクラスの観光地域づくりを推進し、世界市場における北海道ブランドの確立を目指す。また、北海道の強みである「食」、「観光」に加え、「再生可能エネルギー」関連産業や宇宙関連産業等の新たな産業が北海道の基幹産業となり、国内外に展開するとともに、地域に雇用が創出されることを目指す。
- ④ 豊かな資源を活かして自立・循環する地域経済を構築
エネルギーの地産地消の取組や農林水産物等の地域内消費の推進により、地域の雇用が創出されるなど、環境と経済の好循環が生まれることを目指す。
- ⑤ 豊かな自然と共生する持続可能な社会を創造
北海道らしい豊かな自然環境・景観が保全され、生物多様性の確保が図られるとともに、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備等に積極的に活用し、持続可能な社会の創造を目指す。
- ⑥ 北海道独自の文化を保全・継承
アイヌ文化の振興の取組を通じて、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現を目指す。
- ⑦ 北方領土隣接地域等の振興を実現
北方領土隣接地域⁵における基幹産業の振興、地域防災力の強化等により、安定した地域社会を形成するとともに、国境周辺地域においても、住民の安全・安心な暮らしが確保される地域社会を形成することを目指す。
- ⑧ 地域で生まれ、育ち、安心して暮らしていくことのできる社会を形成
地方部においても遠隔医療や遠隔・オンライン教育等デジタル技術の活用によって必要なサービスを引き続き受けられることができるようになるとともに、日常生活における快適で容易な移動が確保され、住み続けたいと感じる北海道の豊かな暮らしの実現を目指す。
- ⑨ 国内外から人を引きつけるライフスタイルを実現

⁵ 北方領土隣接地域：根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町の1市4町。

1 デジタル技術の活用や地域資源の効率的な利用により、北海道において二地域居
2 住⁶やワーケーション・テレワーク等の多様な暮らし方・働き方が可能となり、国内
3 外から人を引きつけるライフスタイルの実現を目指す。

4 ⑩ 経済・社会を支えるネットワークを確立

5 利便性が高く、持続可能な道路・港湾・空港・鉄道による人流・物流ネットワー
6 クが構築され、地方部で暮らす人々を支え、生産空間で生み出した北海道の価値を
7 国内外に届けることを目指す。

8 ⑪ 大規模災害から生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持

9 気候変動により激甚化・頻発化する水災害や巨大地震等の大規模自然災害に対し、
10 あらゆる主体の総力を結集し、安全・安心な地域社会が構築されるとともに、災害
11 時における人流・物流ネットワークやライフライン機能が確保され、速やかな復旧・
12 復興体制が整備される社会の実現を目指す。

13 ⑫ 切迫する大規模災害に対応した被災リスクを分散

14 国家的規模の災害時においても、北海道の食・エネルギーの供給等のバックアッ
15 プ機能を発揮するとともに、企業の本社機能や生産拠点等の道内移転により北海道
16 がリスク分散の受け皿となることを目指す。

17
18 **第4節 第9期北海道総合開発計画の目標**

19 2050年の北海道の将来像を実現するためには、国民、道民と広く共有できる目標を掲げ、
20 段階的・戦略的に施策を進める必要がある。本計画では、2050年の北海道の将来像に向け
21 た最初の一步として、豊かな北海道が実現し、我が国に貢献するための土台づくりを行う。

22 我が国が直面する課題の解決に貢献するためには、従来の北海道の強みである「食」、
23 「観光」を一層強化するとともに、「脱炭素化」におけるポテンシャル等の北海道が持つ資
24 源・特性を最大限に活かす必要がある。

25 また、生産空間は、食、観光、脱炭素化等の北海道の価値を生み出しているが、人口減
26 少により、地方部の定住環境の確保が困難となるならば、生産空間を維持できなくなり、
27 我が国全体にとって大きな損失となる。北海道が我が国に貢献し続けるためには、北海道
28 型地域構造の保持・形成を図り、北海道の価値を生み出す生産空間を維持・発展させるこ
29 とが必要である。

30 北海道が我が国に貢献するための土台を固め、北海道の価値を更に高めるため、この計
31 画では、以下の2つの目標を設定する。

32 **目標1 「我が国の豊かな暮らしを支える北海道**

33 **～食料安全保障、観光立国、ゼロカーボン北海道」**

34 **目標2 「北海道の価値を生み出す北海道型地域構造**

35 **～生産空間の維持・発展と強靱な国土づくり」**
36

⁶ 二地域居住：主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方のこと。

1 第3章 計画推進の基本方針

2 3 第1節 計画の期間

4 この計画の期間は、2024年度からおおむね10年間とする。

5 6 第2節 計画の主要施策

7 目標を達成するための主要施策は以下のとおりとし、これらを総合的に推進する。

8 9 目標1「我が国の豊かな暮らしを支える北海道～食料安全保障、観光立国、ゼロカーボ 10 ン北海道」に係る主要施策

11 北海道がその資源・特性を活かして我が国が直面する課題の解決に貢献するためには、従来から北海道の強みである「食」、「観光」を一層強化する必要がある。このため、「食料安全保障を支える農林水産業・食関連産業の持続的な発展」、「観光立国を先導する世界トップクラスの観光地域づくり」に取り組む。

12
13
14
15 「脱炭素化」における北海道のポテンシャルを発揮するとともに、森林等によるCO₂吸収力を強化して我が国の地球温暖化対策を先導することが期待されている。その際、全国へ貢献するだけでなく、脱炭素化や再生可能エネルギーの供給が地域経済に利益をもたらし、地域の活力につながることを重要である。また、再生可能エネルギーや宇宙関連産業等の地域の強みを活かした新しい産業を育成することが期待されている。このため、「地球温暖化対策を先導するゼロカーボン北海道の実現」、「地域の強みを活かした成長産業の形成」に取り組む。

16
17
18
19
20
21
22 北海道の雄大な自然や多様な文化等の北海道が現在持っている価値を維持し続けることや北海道の地理的特徴を踏まえた地域振興も北海道が強みを活かして我が国に貢献する上で重要である。このため、「自然共生社会・循環型社会の形成」、「北方領土隣接地域及び国境周辺地域の振興」、「アイヌ文化の振興等」に取り組む。

23 24 25 26 27 目標2「北海道の価値を生み出す北海道型地域構造～生産空間の維持・発展と強靱な国 28 土づくり」に係る主要施策

29 北海道が我が国に貢献するためには、北海道の価値を生み出す生産空間を維持・発展させることが必要である。都市間距離が長い広域分散型社会の北海道において、人々が長期にわたり住み続けられる地域社会を維持するためには、デジタル技術の活用により時間と空間の制約を克服し、必要なサービスを楽しむことができるようにすることが効果的である。このため、「デジタルの活用による生産空間の維持・発展」に取り組む。

30
31
32
33
34 地方部の地域コミュニティを維持するためには、世代を超えた多様な人材の地域活動への参加を促進するとともに、生産空間の魅力や定住・交流環境を向上させることが必要である。このため、「多様で豊かな地域社会の形成」に取り組む。

35
36
37 生産空間が有する資源を活かして魅力を最大限に発揮させるためには、都市と市街地、そして生産空間を結ぶ生活サービスへアクセス可能な交通ネットワークを確保するとともに、農林水産品・食料品の輸送や必要な原材料の輸送、観光等に求められる広域的な人流・物流を支える交通体系を強化する必要がある。このため、「北海道型地

1 域構造を支え、世界を見据えた人流・物流ネットワークの形成」に取り組む。

2 安全・安心の確保は、社会経済活動の基盤であり、生産空間と地域の暮らしを守る
3 とともに、北海道のポテンシャルを活かして我が国全体の国土強靱化に貢献すること
4 が求められる。このため、「生産空間を守り安全・安心に住み続けられる強靱な国土づ
5 くり」に取り組む。

7 第3節 計画の進め方

8 1. リアルとデジタルのハイブリッドによる北海道型地域構造の保持・形成

9 北海道型地域構造は、広域に分散している人口分布状況や1次産業の生産活動が人口
10 低密度の地方部で営まれている現状を踏まえ、中長期的な地域構造の在り方として位置
11 付けられるものであり、土地の利用状況や周辺との関わりで提供される都市機能・生活
12 機能に着目して次の3層構造で構成されている。

- 13 ・ 北海道内の地方部における主として農業・漁業に係る生産を支え、観光資源を提供
14 する「生産空間」
- 15 ・ 一定程度の人口集積が見られ日常生活の拠点的機能を有する地方部の「市街地」
- 16 ・ 医療等でのより高次な都市機能・生活機能を提供する「圏域中心都市」

17 第8期計画では、「食」と「観光」を担う場である生産空間を維持・発展させることを
18 北海道が我が国に貢献するために必要な中心的課題として位置付け、生産空間を支える
19 北海道型地域構造の保持・形成を計画の重点的施策として取り組んできた。

20 2050年カーボンニュートラルを目指して我が国全体が取り組む中、北海道は脱炭素化
21 を先導することが期待されており、本計画においては、ゼロカーボン北海道の実現に取
22 り組むこととしているが、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーは、主に地方部に
23 賦存しており、「食」と「観光」に加え、再生可能エネルギーも生み出す生産空間の重要
24 性は一層高まっている。

25 一方、北海道の人口減少は、全国に先行して進んでおり、特に地方部における人口減
26 少は著しく、2050年には、現在、人が住んでいる地域のうち、約43%が無人化するおそ
27 れがある。人々の生活を支えている医療、福祉、介護、教育、商業等の都市機能・生活
28 機能は、一定の利用人口を前提としており、人口減少が急速に進む地方部においては、
29 こうしたサービスへのアクセスが困難になる可能性がある。なお、若い世代の人口増加
30 率がプラスに転じている市町村が増加傾向となるなど、生産空間の活性化につながる動
31 きも見られる。

32 生産空間は、散居集落が大部分を占めており、人々が分散して生活する地域構造とな
33 っているが、食料生産は実際にその場に住民が住み続ける、観光は実際にその場に行くという
34 リアルを前提に成立しており、交通ネットワークの整備等のリアルを支えるインフラが
35 不可欠である。

36 一方、散居集落において生活環境を維持するためには、人が移動せずに医療や高等教
37 育・社会教育等のサービスを受けられるなど、時間と空間の制約を克服できるデジタル
38 技術の活用が有効である。また、仕事や教育等が道内はもとより道外ともオンラインで
39 つながることによって、様々な活動を支える人材の育成・確保が可能となる。

40 このため、実際の人々の営みを支えるリアルな生産空間をデジタル技術の活用によっ

1 て補強・補完することを各種施策推進のコア概念として、北海道の強みを有する生産空
2 間を維持・発展させる施策を展開する。

3 4 **2. 計画の実効性を高めるための方策**

5 広大な北海道は、気候、歴史、文化、産業等が異なる多様で个性的な地域から成り立
6 っており、各地域がそれぞれの個性、地域資源を活かし、地域の課題の解決を図り、独
7 自性のある発展を遂げることが重要である。

8 第5期北海道総合開発計画以降、6圏域（道南、道央、道北、オホーツク、十勝及び
9 釧路・根室）を中心として、地域づくりに向けた取組が進められてきており、広域的な
10 連携体制及びプロジェクトを引き続き推進する。また、北海道開発局開発建設部、地方
11 公共団体、NPO、企業、教育機関等による連携体制を構築し、北海道の価値を高める
12 ための官民共創の取組を推進する。

13
14 計画の推進に当たっては、国土形成計画（全国計画）と連携を図るとともに、新しい
15 資本主義のグランドデザイン及び実行計画、デジタル田園都市国家構想総合戦略に基づ
16 くデジタルライフライン全国総合整備計画、国土強靱化基本計画、食料・農業・農村基
17 本計画、観光立国推進基本計画、地球温暖化対策計画、社会資本整備重点計画、交通政
18 策基本計画等を踏まえつつ、急速に進展するデジタル技術の活用や多様な主体の共創等、
19 次に掲げる取組を通じて、この計画の実効性を高める。

20 21 **（1）官民の垣根を越えた「共創」**

22 北海道の価値を高めるとともに、地域が直面する様々な課題の解決を図るためには、
23 多様な主体が総力を結集し、分野を越えた協働・連携により、新しい価値を生み出す
24 取組を進めていくことが重要である。

25 このため、関係者が対話して北海道の価値の理解を深めながら、その魅力や可能性
26 について、未来を担うこどもたちに伝える取組や、社会の変化に適応する能力を高め
27 果敢に挑戦する人材の育成など、人への投資を推進する。また、多様な施策の実施主
28 体による官民連携パートナーシップの構築によるプラットフォームの形成や景観形成
29 等に関する地域の協働による取組を推進するなど、国、地方公共団体、住民、NPO、
30 企業、教育機関等との協働・連携の促進を図る。

31 特に、少子高齢化が急速に進行している地方部においては、多くの社会的課題を行
32 政だけが主体となって解決していくことは困難である。民間企業が公的役割を担う取
33 組を支援するなど、官民の垣根を越えた共創により地域の課題を解決する社会を実現
34 していくことが重要である。

35 36 **（2）社会変革の鍵となるDX・GXの推進**

37 人口減少、少子高齢化、気候変動等の社会的課題を解決する上で、経済・社会シス
38 テムの変革が必要であり、DX・GX（グリーントランスフォーメーション）の推進
39 が社会変革の鍵となる。

40 デジタル技術を積極的に導入することにより、省力化、自動化、効率化等だけでは

1 なく、北海道の広大さのデメリットである時間と空間の制約を克服し、社会の変化に
2 対応した新たな価値を創出するための変革に取り組む。

3 また、カーボンニュートラルの実現に向け、エネルギーの安定的な確保を前提とし
4 たGXの推進が不可欠であり、北海道に豊富に賦存する再生可能エネルギーを最大限
5 活用するとともに、GX実現に向けた成長産業分野に対するESG投資⁷等国内外から
6 の投資を促進するため、産学官金連携のコンソーシアムによる取組を推進する。

7 8 (3) フロンティア精神の再発揮

9 北海道では、明治以降の開発の歴史の中で、新しい課題に進んで挑戦するフロンテ
10 ィア精神が培われてきた。我が国の社会経済が大きな転換期を迎えている今日、新た
11 な時代を切り開いていくための資源・特性に恵まれた北海道は、再びフロンティア精
12 神を発揮し、豊かな経済・社会づくりに貢献していくことが期待されている。

13 我が国を取り巻く状況が急速かつ大きく変化する中において、世界に通用する水
14 準の価値創造を目指し、北海道全体がフロンティアとして先導する気概を持って、第
15 8期計画において提唱した「世界の北海道」を引き続き推進することが地域の発展と
16 我が国全体への貢献を果たすことにつながる。

17 北海道の強みである農業は、担い手不足等の課題を抱える一方で法人化や先端技術
18 の導入等の新しい農業経営が構築されつつある。また、デジタルコンテンツ等の先端
19 技術を活用した北海道発の新しい価値も創造されている。さらに、近年、北海道にお
20 いては、宇宙関連産業やフードテック⁸分野等の地理的・気候的特性を活かした先駆的
21 産業が成長しつつある。

22 先端的な産業等の発展には、次世代を担う若者の視点やその個性と能力を発揮しや
23 すい環境が必要である。北海道は、フロンティア精神に富み、先端技術をいち早く取
24 り入れる風土があり、付加価値を創造する人材を育成・起用し、研究、人材育成の拠
25 点となることが期待される。

26 このため、道民自らが様々な活動に参加することを促し、産学官金の連携によるス
27 タートアップ創出等の新たなビジネスモデルの創造を図るとともに、再生可能エネル
28 ギー等北海道の価値を訴求し、企業の誘致を促進する。

29 一方、北海道においては、厳しい冬や雪が暮らしのハンデキャップとなっているが、
30 これらを克服し前向きに受け入れることが重要である。ICTや再生可能エネルギー
31 を活用した除排雪の効率化・省力化、エネルギー資源としての活用等、雪に対応した
32 まちづくりを推進する。

33 また、国、国立研究開発法人、大学、民間等の連携を強化しつつ、積雪寒冷地に対
34 応した技術研究開発に取り組むとともに、新技術の活用や北海道の特性を活かした先
35 進的・実験的取組を積極的に推進し、積雪寒冷地技術研究のフロンティア、先駆的フ
36 ールドとしての役割を高めることを目指す。

⁷ ESG投資：財務的な要素に加えて、非財務的な要素であるESG（環境、社会、ガバナンス）を考慮する投資のこと。

⁸ フードテック：フード（Food）とテクノロジー（Technology）を掛け合わせた言葉。最先端のテクノロジーを利用して、食の持つ可能性を広げていくこと。

1 さらに、こうした新たな価値創造を促進するとともに、北海道の優れた資源・特性
2 を活かし、全国画一ではないローカルスタンダード導入による、北海道固有の課題に
3 対する独自の取組（北海道スタンダード）を一層推進する。

4 5 **（４）戦略的・計画的な社会資本整備**

6 厳しい財政状況の下、持続可能なインフラ整備を実現するためには、公共投資の重
7 点化・効率化を図るとともに、維持管理・更新や活用段階を見据えた計画的なインフ
8 ラ整備を行うことによりストック効果を最大限に発揮させる必要がある。

9 北海道の価値を生み出す生産空間は地方部に広域的に存在していることから、早期
10 に整備する工夫や早期に事業効果を発現させる工夫を行うなど、戦略的・計画的なイン
11 フラ整備を推進する。

12 また、流域治水やグリーンインフラ等の北海道の自然や地域特性を活かしたインフ
13 ラ整備を促進するとともに、食料安全保障に貢献する生産基盤の強化や観光振興に寄
14 与する交通ネットワーク整備等の北海道の価値を高めるインフラを重点的に整備する。
15 計画を効果的に推進するため、ハード・ソフトにわたる事業間の連携を促進し、時々
16 の情勢変化を勘案して、柔軟で機動的・重点的な対応を図る。

17 さらに、地方公共団体や企業、住民といった多様な主体とも連携し、整備段階だけ
18 ではなく、維持管理・利活用段階までも視野に入れて、インフラの潜在力を引き出す
19 ことが重要である。

20 インフラの多くが、高度経済成長期以降に整備されており、建設から50年以上経過
21 する施設の割合は加速度的に増加している。修繕等の措置が早急に必要施設が多数
22 存在していることから、広域的・戦略的なインフラマネジメントを進め、予防保全型
23 のインフラメンテナンスへの本格転換を図る。これらに加えて、北海道は積雪寒冷地
24 特有の気象や構造物特性を踏まえたメンテナンスが必要である。

25 26 **3. 計画のマネジメント**

27 計画の推進に当たっては、効率的かつ効果的なPDCAサイクルを進め、人口、経済、
28 社会等に関する各種指標や施策の進捗状況についてモニタリングを実施するとともに、
29 主要施策、期間等について、弾力的運用又は必要に応じた見直しを行う。

1 第4章 計画の主要施策

3 第1節 「我が国の豊かな暮らしを支える北海道～食料安全保障、観光立国、ゼロカーボン北海道」に係る主要施策

5 1. 食料安全保障を支える農林水産業・食関連産業の持続的な発展

6 食料安全保障を支える農林水産業・食関連産業の持続的な発展に向け、次に掲げる
7 基本的方向に沿って施策を展開する。

8 《主要施策の実現に向けた施策の基本的方向》

- 9 (1) 我が国を先導する農林水産業の生産力強化
- 10 (2) 国内外のマーケットに対応したバリューチェーンの構築
- 11 (3) 持続可能な農林水産業の展開
- 12 (4) 農林水産業の持続性を支える農山漁村の振興

14 (1) 我が国を先導する農林水産業の生産力強化

15 (我が国を先導する農業の生産力強化)

16 我が国の食料自給率（供給熱量ベース）は近年40%程度で推移しており、小麦・
17 大豆や飼料等を輸入に依存しているが、世界では食料や生産資材の価格高騰や輸出
18 規制等の事態が生じるとともに、将来的には食料需給のひっ迫が予測されており、
19 我が国の食料安全保障上の懸念が高まりつつある。食料自給率（供給熱量ベース）
20 が200%を超える北海道では、稲作、畑作、野菜、果樹、花き、酪農、肉用牛、軽種
21 馬、中小家畜等の地域の特色を活かした多様な農業が展開されており、我が国の食
22 料安定供給等に大きな役割を担っているが、農業従事者数の減少や高齢化等の生産
23 基盤の脆弱化が懸念されている。このため、次に掲げる施策について重点的に取り
24 組み、農業の生産力強化を図る。

26 〈重点的に取り組む施策〉

- 27 ○輸入依存度の高い作物の生産・利用拡大
 - 28 ・ 需要に対応した小麦・大豆の生産・利用拡大
 - 29 ・ 北海道の特性に応じた飼料作物の生産・利用拡大
- 30 ○我が国の農業を先導するイノベーション
 - 31 ・ センサーやリモート制御による農業機械の操作等のスマート農業の実装
32 加速化
 - 33 ・ 研究機関との連携等を通じた新たな営農技術や品種の導入
- 34 ○農業生産力を強化する生産基盤の整備・確保
 - 35 ・ 地域特性に応じた高効率・高品質生産を可能とする農業生産基盤及びデ
36 ジタル基盤の整備
 - 37 ・ グリーン化・デジタル化による農業水利施設の整備及び戦略的保全管理
 - 38 ・ 耐震・排水対策等の災害に強い農業生産基盤整備
- 39 ○農業生産力を支える経営基盤の強化
 - 40 ・ 担い手への農地集積・集約化の加速化と優良農地の確保

- 1 ・ 生産の効率化や経営の高度化等に向けた多様な農業経営の展開
- 2 ・ 外部支援組織等の戦略的な活用
- 3 ・ 地域農業の特徴に応じた多様な人材の確保

5 **(我が国を先導する林業の生産力強化)**

6 北海道の森林面積は全国の約 22%を占め、森林資源の循環利用に向けた取組が進められているが、戦後造成されたトドマツ・カラマツ等の人工林の約 8 割が利用期を迎える一方、将来の資源である若齢林は少なく、バランスを欠いた森林資源構成となっている。また、伐採量や造林量が増加傾向にある中、森林施業における労働力不足が顕在化するとともに、機械化の進んでいない造林・保育等の作業負荷や費用負担が大きく、生産性は低位に留まっている。このため、次に掲げる施策について重点的に取り組み、林業の生産力強化を図る。

13 **〈重点的に取り組む施策〉**

14 ○森林資源の循環利用による豊かな北の森づくり

- 15 ・ 間伐や主伐後の再造林等の計画的な森林整備
- 16 ・ 治山ダムの設置等による増大する山地災害への対応

17 ○我が国の林業を先導するイノベーション

- 18 ・ リモートセンシング技術による高度な森林関連情報の把握・活用等のスマート林業の実装加速化
- 19 ・ エリートツリー⁹等の新たな林業技術の開発・普及

20 ○木材生産力を支える経営基盤強化

- 21 ・ 林道等の路網整備と併せた高性能林業機械・大型車両導入
- 22 ・ 経営管理の集積・集約化等による林業経営体の経営力強化
- 23 ・ 地域や関係団体の連携による人材の育成・確保

26 **(我が国を先導する水産業の生産力強化)**

27 北海道の海面漁業・養殖業生産量は全国の約 24%を占め、多くの水産物で全国最大の生産量を誇っているが、海洋環境の変化や水産資源の減少等により、サンマやスルメイカ、サケ等の主要魚種の不漁が継続しており、漁業生産量は長期的に減少傾向にある。また、2021 年には、北海道太平洋沿岸沖で赤潮被害が発生し、漁業生産に大きな影響を与えた。さらに、漁業従事者数の減少や高齢化の進行等、漁業生産体制の脆弱化が懸念されている。このため、次に掲げる施策について重点的に取り組み、水産業の生産力強化を図る。

35 **〈重点的に取り組む施策〉**

36 ○豊かな北の海の恵みを守る水産資源の管理

⁹ エリートツリー：国立研究開発法人森林研究・整備機構が成長や材質等の形質が良い精英樹同士の人工交配等を行って得られた個体の中から成長等がより優れたものを選抜して得られた精英樹のこと。

- 1 ・ MSY（最大持続生産量）¹⁰ベースの資源評価に基づくTAC（漁獲可能
- 2 量）管理¹¹やIQ（漁獲割当て）管理¹²、資源管理協定に基づく漁業者の
- 3 自主的管理
- 4 ・ 海域特性に応じた栽培漁業
- 5 ○我が国の水産業を先導するイノベーション
- 6 ・ 漁獲データや海洋環境データを活用した資源管理の高度化等のスマート
- 7 水産業の実装加速化
- 8 ○水産業の生産力を支える水産基盤の整備
- 9 ・ 高度衛生管理型の荷さばき所の整備等による拠点漁港等の生産・流通機能
- 10 強化
- 11 ・ 養殖適地拡大等の漁港の適正利用・有効利用
- 12 ・ 水産生物の生活史に配慮した水産環境の整備
- 13 ・ 漁港施設の強靱化
- 14 ○水産業の成長産業化
- 15 ・ 複合的な漁業への転換等による漁船漁業の構造改革
- 16 ・ 国産品生産拡大のための養殖業の成長産業化
- 17 ・ 人材の育成・確保

19 (2) 国内外のマーケットに対応したバリューチェーンの構築

20 北海道の農林水産業・食関連産業は素材供給型の生産が主体であり、付加価値率が
21 低い。また、多様なニーズに対応した生産供給体制や、拡大する海外市場の獲得に向
22 けた体制の構築も十分とはいえない。このため、次に掲げる施策について重点的に取
23 り組み、国内外のマーケットに対応したバリューチェーン¹³の構築を図る。

25 〈重点的に取り組む施策〉

- 26 ○付加価値を最大化する生産供給体制の構築
- 27 ・ 生産・加工・流通等の川上から川下まで関連産業が一体となった取組
- 28 ・ 生産から消費までのデータ連携・活用、ICTの活用等による効率的な地
- 29 域流通システムの形成
- 30 ○多様なニーズに応じた農林水産物の供給
- 31 ・ 食の外部化¹⁴等の需要変化に対応した生産拡大

¹⁰ MSY（最大持続生産量）：現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量。

¹¹ TAC（漁獲可能量）管理：魚種ごとに年間の漁獲可能量を定め、水産資源の適切な保存、管理を行う手法。

¹² IQ（漁獲割当て）管理：TACを個々の漁業者又は船舶ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することによりTACの管理を行う手法。

¹³ バリューチェーン：生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値を高めながらつなぎあわせることにより、付加価値の連鎖をつくること。

¹⁴ 食の外部化：家庭内の調理や食事が、単身世帯の増加や女性の雇用者の増加等の社会情勢の変化により、家庭外に依存する状況。

- 1 ・ 北海道産木材を活用したCLT（直交集成板）¹⁵や耐火部材等の技術開発
- 2 による新たな需要の創出と安定供給体制の整備
- 3 ・ 漁獲魚種の変化に対応した生産と販路拡大
- 4 ○グローバル市場の獲得による農林水産物・食品の輸出拡大
- 5 ・ 輸出産地の育成・展開に必要な施設整備
- 6 ・ 屋根付き岸壁等の施設整備と併せた高度衛生管理対策、HACCPや水産
- 7 エコラベル、GAP等の認証・規格の取得による輸出先国の規制・ニーズ
- 8 への対応
- 9 ・ GI（地理的表示）¹⁶の活用等による北海道ブランドのプロモーション・
- 10 市場拡大

12 (3) 持続可能な農林水産業の展開

13 自然や生態系の持つ力を引き出して行われる食料生産・農林水産業において、資源
14 の循環利用や地域資源の最大活用、化学農薬、化学肥料や化石燃料の使用量低減等を
15 通じて環境負荷の軽減を図り、豊かな環境を維持するとともに、地域の実情に応じて
16 生産基盤を維持・保全することが、生産活動の持続的な展開に不可欠である。また、
17 広範囲に影響が顕在化する気候変動に適応した生産体制の構築が求められている。こ
18 のため、次に掲げる施策について重点的に取り組み、持続可能な農林水産業の展開を
19 図る。

21 〈重点的に取り組む施策〉

22 ○持続的な生産体制の構築

- 23 ・ スマート技術や新たな生産技術の活用による環境負荷の軽減
- 24 ・ 家畜排せつ物や下水汚泥等の地域資源の肥料や燃料等としての活用
- 25 ・ 環境保全型農業の促進等のグリーンな栽培体系への転換
- 26 ・ 放牧等の地域の実情に応じた最適土地利用や鳥獣被害対策等による農地の
- 27 保全

28 ○気候変動への適応

- 29 ・ 気候変動の影響を踏まえた新たな品種や栽培技術等の開発・普及
- 30 ・ 温室効果ガス削減のための技術開発と普及
- 31 ・ 海洋環境の変化に伴う漁獲魚種変化への対応の促進
- 32 ・ 激甚化・頻発化する水災害に対応した生産基盤整備・治山対策
- 33 ・ 気候変動がもたらす機会を活用した新たな作物の導入

34 (4) 農林水産業の持続性を支える農山漁村の振興

35 北海道の集落は、その大半が農林水産業を基幹産業としており、農地や林地、漁場
36

¹⁵ CLT（直交集成板）：ひき板を繊維方向が直交するように積層接着したパネル。

¹⁶ GI（地理的表示）：その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で長年育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する製品の名称を、地域の知的財産として保護するもの。

1 等の生産基盤と農林水産物や自然・景観等の豊富な地域資源を有し、多面的機能の発
2 揮に重要な役割を果たしているが、集落の小規模化や高齢化の進行等により、地域の
3 維持が懸念されている。このため、次に掲げる施策について重点的に取り組み、農林
4 水産業の持続性を支える農山漁村の振興を図る。

6 <重点的に取り組む施策>

7 ○農山漁村の所得と雇用機会の確保

- 8 ・ 地域の風土や特色ある農林水産物・食品を活かしたブランド力の強化
- 9 ・ 豊富な地域資源を活用した農林水産業と他の産業との連携による「北海道
10 マリンビジョン」¹⁷の推進や、農福連携、農泊の取組、森林サービス産業¹⁸、
11 海業の振興

12 ○農山漁村の集落機能の維持・強化

- 13 ・ 農山漁村地域が持続的に運営される仕組みづくり
- 14 ・ 関係人口の創出拡大や地域づくりを担う人材の育成・確保
- 15 ・ 住居、情報基盤等の確保による定住条件の整備

16 ○農山漁村の自然環境・景観・文化の保全・継承

- 17 ・ 「わが村は美しくー北海道」運動¹⁹、食育、木育等の地域活動の展開や農山
18 漁村に対する理解醸成
- 19 ・ 農林水産業・農山漁村の有する多面的機能の維持・発揮

21 2. 観光立国を先導する世界トップクラスの観光地域づくり

22 観光立国を先導する世界トップクラスの観光地域づくりに向け、次に掲げる基本的
23 方向に沿って施策を展開する。

24 《主要施策の実現に向けた施策の基本的方向》

- 25 (1) 世界市場に向けた新たな観光コンテンツの創出・拡充と稼ぐ力の向上
- 26 (2) 多様な旅行者の地方部への誘客に向けた安全・安心な受入環境整備
- 27 (3) 自然環境・文化の保全と観光が両立した持続可能な観光地域づくり

29 (1) 世界市場に向けた新たな観光コンテンツの創出・拡充と稼ぐ力の向上

30 北海道は、豊富な自然環境・景観を活かした観光コンテンツが存在している一方、
31 旅行需要の季節偏重による端境期の需要創出が課題となっている。

32 また、感染症拡大を契機としてテレワークが普及するなど、人々のライフスタイル
33 が大きく変化していることから、旅行者の新たなニーズへの対応が求められてい

¹⁷ 北海道マリンビジョン：北海道が有する我が国の水産食料供給基地としての役割を将来にわたり守り育てていくため、地域の資源を活かしつつ、多様な主体の連携・協働により活力ある北海道の水産業や漁村の実現の目指すべき姿を定めた長期的構想。

¹⁸ 森林サービス産業：山村の活性化に向けた関係人口の創出・拡大のため、森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用する新たなサービス産業。

¹⁹ 「わが村は美しくー北海道」運動：北海道の農山村漁村の資源を活用し魅力にあふれた活力のある地域を築くため、「景観」「地域特産物」「人の交流」を3つの大きな柱として、地域住民が主体となって展開している運動。

1 　　る。

2 　　一方、コロナ禍で影響を受けた観光地・観光産業を再生するためには、雇用の安
3 　　定等持続可能な観光産業の実現が重要であり、観光の高付加価値化による「稼ぐ力」
4 　　の向上を図り、従業員の待遇改善、更なるサービス向上といった好循環につなげて
5 　　いく必要がある。

6 　　高付加価値化を推進するため、北海道観光の新たなデスティネーションイメージ
7 　　（旅先としての地域のイメージ）の定着やC X（カスタマーエクスペリエンス：顧
8 　　客体験価値）の向上による新たな北海道ブランドを確立する必要がある。さらに、
9 　　自然や歴史文化を掘り起こして北海道の可能性をコンテンツ化するとともに、それ
10 　　らを相互に連携させることで新たな観光コンテンツとして創出・拡充することも重
11 　　要である。このため、次に掲げる施策について重点的に取り組み、世界市場に向け
12 　　た新たな観光コンテンツの創出・拡充と稼ぐ力の向上を図る。

13 　　〈重点的に取り組む施策〉

14 　　○北海道の資源・特性を活かした新たな観光コンテンツの創出・拡充

- 15 　　・ 「かわたびほっかいどう」²⁰等の生産空間の魅力的な公共空間を活用した
16 　　観光コンテンツ創出
- 17 　　・ 四季を通じたスポーツコンテンツの創出や関連施設の整備等によるスポ
18 　　ーツツーリズム²¹の推進
- 19 　　・ 食・文化やインフラツーリズム²²等による通年型観光コンテンツ創出
- 20 　　・ 若者をターゲットとする海外からの教育旅行等に向けた観光コンテンツ
21 　　創出
- 22 　　・ 若者をターゲットとする海外からの教育旅行等に向けた観光コンテンツ
22 　　創出

23 　　○観光消費額・観光消費額単価の向上に資する高付加価値な観光の推進

- 24 　　・ 世界水準のサイクルツーリズム等による高付加価値旅行者の誘客
- 25 　　・ アドベンチャートラベル²³等による長期滞在旅行者の誘客
- 26 　　・ 泊食分離等の長期滞在旅行者に対応するための受入環境整備

27 　　○新たな観光スタイルの受入環境整備

- 28 　　・ 生産空間での滞在・体験を行う農泊等の農林水産業との連携による観光
29 　　地域づくり
- 30 　　・ V F R²⁴旅行者創出等の関係人口拡大によるレジリエントな観光地域づ
31 　　くり

²⁰ かわたびほっかいどう：北海道の河川に関わる活動を通じて、地域の活性化や振興を図り、北海道の魅力
を最大限に引き出すことを目的として、その目的の達成に向けた活動。

²¹ スポーツツーリズム：スポーツを「観る」、「する」、「支える」人々との交流等。

²² インフラツーリズム：ダム、橋、港、歴史的な施設等のインフラ施設の見学を取り入れた観光。

²³ アドベンチャートラベル：「自然」、「アクティビティ」、「文化体験」の3要素のうち2つ以上で構成される
旅行。北海道は、アドベンチャートラベルに適しているものとして世界からも注目を集めており、2021年、
2023年において、世界最大級のアドベンチャートラベルイベントであるATWS(アドベンチャートラベル・ワ
ールドサミット)が開催されたところ。

²⁴ V F R：Visiting friends and relativesの略。知人・親族訪問や帰省。

1 ○北海道の優位性を活かしたM I C E²⁵誘致・開催

- 2 ・ 関係機関との連携による端境期の旅行需要創出に向けたM I C Eの活用
3 ・ 地方部におけるM I C E誘致・開催
4

5 **(2) 多様な旅行者の地方部への誘客に向けた安全・安心な受入環境整備**

6 北海道の観光資源は、北海道各地に点在しているが、空港・港湾から観光地まで
7 の二次交通の利便性が低いこと等から、来道外国人旅行者の宿泊地の多くは道央圏
8 に集中している。北海道新幹線の延伸効果やインバウンド観光による経済効果を地
9 方部へも波及させるためには、ハード面においては地方部への交通アクセスの改善
10 や観光地のアクセシビリティの向上、ソフト面においてはデジタル技術を活用した
11 観光サービスの効率化を始め、外国人等の多様な旅行者が安全・安心に旅行できる
12 環境が求められている。このため、次に掲げる施策について重点的に取り組み、多
13 様な旅行者の地方部への誘客に向けた安全・安心な受入環境整備を図る。
14

15 **〈重点的に取り組む施策〉**

16 ○ゲートウェイ機能の強化と地方部への交通アクセスの改善

- 17 ・ 空港・港湾の受入機能強化、高規格道路の整備、北海道新幹線の整備、交
18 通結節機能強化等とともに運輸事業者や観光事業者が一体となった移動
19 の利便性向上
20 ・ 道内一括運営委託7空港²⁶と地域が連携した周遊観光活性化、速達性の更
21 なる向上による移動時間の短縮、安全・安心な移動環境整備等
22 ・ 交通需要の少ない地方部における観光客等の交通利便性向上

23 ○多様な旅行者が安全・安心に旅行できる環境の創出

- 24 ・ 多言語による医療情報提供やガイド育成等の安全管理の充実
25 ・ ユニバーサルツーリズム²⁷の推進

26 ○観光におけるデジタルの実装

- 27 ・ ドライブ観光動態データの分析・活用やM a a S²⁸等の観光客受入体制の
28 デジタル化
29

30 **(3) 自然環境・文化の保全と観光が両立した持続可能な観光地域づくり**

31 北海道は、自然環境、自然・農山漁村景観、豊富な温泉、ジオパーク、独自の歴
32 史・文化等が観光資源となっており、これら自然環境や文化的資源を活かした観光
33 へのニーズが高い。

²⁵ M I C E : Meeting (企業等のミーティング)、Incentive (企業等の報奨・研修旅行)、Convention (国際会議)、Exhibition/Event (展示会・イベント) の総称。

²⁶ 道内一括運営委託7空港：新千歳空港・旭川空港・稚内空港・釧路空港・函館空港・帯広空港・女満別空港を一体とした運営の民間委託。

²⁷ ユニバーサルツーリズム：全ての人が楽しめるよう作られた高齢や障害等の有無にかかわらず誰もが参加できる旅行。

²⁸ M a a S : Mobility as a Service の略。複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

1 一方、観光資源が広域に分散している北海道においては、移動時のCO₂の排出が
2 課題となっている。また、観光客の著しい増加に伴う渋滞や自然環境への負荷、地
3 域住民の生活への負担等についても向き合わなければならない重要な課題となっ
4 ており、持続可能な観光地域づくりを進める必要がある。

5 持続可能な観光地域づくりを推進するためには、観光に関わる多様な人材を地域
6 全体で育成・確保することが重要である。また、先人たちが守ってきた地域の価値
7 (自然環境・文化)を高め、保存し、次世代に受け継ぐことで、観光を地域の経済
8 や社会の持続的発展につなげ、地域住民が観光による恩恵を実感できることも必要
9 である。

10 さらに、我が国の持続可能な観光地域づくりの先導的役割を果たすため、国際認
11 証²⁹の取得など、サステナブルな北海道観光のブランドイメージの向上を図ること
12 が重要である。このため、次に掲げる施策について重点的に取り組み、豊かな自然
13 環境・文化の保全と観光の両立と、観光振興が地域の社会経済に貢献する持続可能
14 な観光地域づくりを図る。

15 <重点的に取り組む施策>

16 ○サステナブルツーリズム³⁰の推進

- 17 ・ 環境に配慮したドライブ観光の推進
- 18 ・ DMO³¹等が連携した観光地の交通マネジメント等のオーバーツーリズ
19 ム³²対策

20 ○多様な主体との連携による地域資源を活用した持続可能な観光地域づくり 21 の推進

- 22 ・ 「シーニックバイウェイ『秀逸な道』」³³や「みなとオアシス」³⁴等の自然
23 環境・文化や景観と観光が両立した地域との協働による観光地域づくり
- 24 ・ 多様な主体の参画や財源の導入による持続可能な観光地域づくり

25
26

²⁹ 国際認証：グリーン・デスティネーションズ（GD）による認証、又は国連世界観光機関が認定するベスト・ツーリズム・ビレッジ（BTV）。GDは、世界持続可能観光協議会が認定している国際認証団体であり、同団体が設定した持続可能な観光地の基準を満たすことで認証を受けられる。BTVは、国連世界観光機関が持続可能な開発目標（SDGs）に沿って、観光を通じて文化遺産の促進や保全、持続可能な開発に取り組んでいる地域を設定するもの。

³⁰ サステナブルツーリズム：訪問客、産業、環境、受入地域の需要に適切しつつ、現在と未来の環境、社会文化、経済への影響に十分配慮した観光。

³¹ DMO：様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、ウェブ・SNS等を活用した情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、戦略策定等について、地域が主体となっていく観光地域づくりの推進主体。

³² オーバーツーリズム：特定の観光地において、訪問客の著しい増加等が、市民生活や自然環境、景観等に対する負の影響を受忍できない程度にもたらしたり、旅行者にとっても満足度を大幅に低下させたりするような観光の状況。

³³ シーニックバイウェイ『秀逸な道』：シーニックバイウェイ北海道の各ルートの中でも特に魅力的な景観等を有する道路。

³⁴ みなとオアシス：地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取組が継続的に行われる施設として登録されたもの。

1 ○北海道が世界に誇る文化資源の保全・継承による地域資源を活用した観光地
2 域づくり

- 3 ・ 北の縄文遺跡³⁵を始めとする道内各地の遺跡やジオパーク、炭鉄港等の日
4 本遺産、北海道の馬文化等の北海道遺産等を活用した観光地域づくり
- 5 ・ 北海道の雪・氷に慣れ親しむ北の暮らし等を活用した観光地域づくり

6 ○観光を支える担い手の育成・確保

- 7 ・ 地域協働を通じた地域コミュニティの担い手の育成・確保
- 8 ・ 地域コミュニティの担い手の活動をコーディネートする人材の確保

10 3. 地球温暖化対策を先導するゼロカーボン北海道の実現

11 地球温暖化対策を先導するゼロカーボン北海道の実現に向け、次に掲げる基本的方
12 向に沿って施策を展開する。

13 《主要施策の実現に向けた施策の基本的方向》

- 14 (1) 北海道の地域特性を活かした持続可能な脱炭素社会の形成
- 15 (2) エネルギー基地の形成
- 16 (3) 北海道のCO₂吸収力の発揮

17 (1) 北海道の地域特性を活かした持続可能な脱炭素社会の形成

18 北海道には、風力、太陽光、地熱等の再生可能エネルギー源が豊富に賦存してお
19 り、脱炭素社会実現に貢献するため、原子力・水力の活用、火力発電所のCO₂排出
20 量削減への取組の推進等による既存の発電所等の活用によりエネルギーの安定供
21 給を図りながら、再生可能エネルギーの導入を拡大することが求められている。

22 一部の再生可能エネルギーの事業において、景観や環境への影響等に対する懸念
23 が顕在化し、地域社会との共生が課題となっていることから、導入拡大に当たって
24 は、自然環境・景観との調和、地域との共生に留意しつつ、地域資源の有効活用や
25 エネルギーの地産地消等により地域の活性化につなげることが重要である。また、
26 北海道胆振東部地震によるブラックアウト発生の教訓を踏まえ、災害時の自立した
27 エネルギー供給の確保に資するものとすることも不可欠である。

28 一方、北海道は、冬の暖房用の熱需要や広域分散型の地域構造に由来する自動車
29 輸送の需要が多いことから化石燃料の使用が多く、世帯当たりのCO₂排出量が全
30 国に比べて多いという地域特性も有しており、徹底した省エネルギーや電化・エネ
31 ルギー転換が重要である。

32 北海道においては、「ゼロカーボン北海道」実現に向けて、国の各機関の連携によ
33 る支援体制が整備され、北海道、市町村と一体となって、全国の脱炭素化等を先導
34 する取組が開始されている。また、GX実現に向けた成長産業分野に対する投資促
35 進等の産学官金の連携によるコンソーシアムが形成されており、これらの取組を加
36 速するとともに、次に掲げる施策について重点的に取り組み、北海道の地域特性を
37 活かした持続可能な脱炭素社会の形成を図る。

35 北の縄文遺跡：「北海道・北東北の縄文遺跡群」のうち、北海道に存在する縄文遺跡群。

〈重点的に取り組む施策〉

○再生可能エネルギーの導入拡大、送電システムの強化等

- ・ バイオマス、風力、太陽光等の地域特性を活かした再生可能エネルギー導入・活用
- ・ 公共セクターにおける小水力発電等の再生可能エネルギー導入
- ・ 再生可能エネルギー発電設備を接続する送電網整備、既存システムの有効活用
- ・ 風力発電等の出力変動に対する周波数調整力としての系統側蓄電池・水素の活用
- ・ デジタル技術等を用いて需要をコントロールするディマンドリスポンスや複数の発電設備・蓄電設備・需要設備を統合して運用するVPP（バーチャルパワープラント：仮想発電所）の活用
- ・ 災害時にも電力供給が可能なマイクログリッド等の分散型エネルギーシステムの構築
- ・ データセンターの誘致等の再生可能エネルギー導入拡大に応じた需要先の確保

○地域資源の有効活用やエネルギーの地産地消

- ・ 森林資源・家畜排せつ物、堤防除草の刈草等によるバイオマス発電、ボイラー燃料としての活用
- ・ 保管した雪氷の冷熱エネルギーとしての有効活用
- ・ 地熱発電所の余熱水の熱源としての有効活用

○徹底した省エネルギーとエネルギー転換

- ・ 都市機能の集約化等による持続可能な地域づくり
- ・ 省エネルギー性能の高い住宅・建築物（LCCM住宅³⁶、ZEB³⁷・ZEH³⁸）の普及促進
- ・ 急速EV充電施設の設置によるEVの普及促進
- ・ 新技術の開発等による建設業、運輸業、農林水産業等における省エネルギー化、電化・水素化の促進
- ・ 交通・物流円滑化等の環境負荷軽減に資するインフラ整備、空港・道路等

³⁶ LCCM住宅：ライフサイクル（建設時、運用時、廃棄時）においてできるだけ省CO₂に取り組み、さらに太陽光発電等を利用した再生可能エネルギー創出により、建設時のCO₂排出量も含めライフサイクルを通じてのCO₂収支をマイナスにする住宅。

³⁷ ZEB：Net Zero Energy Building の略。50%以上の省エネを図った上で、再エネ等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』（100%以上削減）、②Nearly ZEB（75%以上100%未満削減）、③ZEB Ready（再エネ導入なし）と定義しており、また、30～40%以上の省エネを図り、かつ、省エネ効果が期待されているものの、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく省エネ計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万m²以上を④ZEB Oriented と定義している。

³⁸ ZEH：Net Zero Energy House の略。20%以上の省エネを図った上で、再エネ等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した住宅について、その削減量に応じて、①『ZEH』（100%以上削減）、②Nearly ZEH（75%以上100%未満削減）、③ZEH Oriented（再エネ導入なし）と定義している。

1 における設備の省エネルギー化の推進

- 2 ・ 供給サイドの脱炭素化を踏まえた需要サイドの電化・水素化の促進
- 3 ・ 脱炭素化に配慮した石炭活用の技術開発促進
- 4 ・ 国の地方支分部局の水平連携による脱炭素地域づくりに取り組む地方公
- 5 共団体への支援
- 6 ・ 脱炭素化に向けた環境教育の推進

8 (2) エネルギー基地の形成

9 2050年カーボンニュートラルの実現及びエネルギー安全保障の観点から、北海道
10 に豊富に賦存する再生可能エネルギー等を北海道内で活用するとともに、道外にお
11 いても活用できるようにすることが求められている。このため、次に掲げる施策に
12 ついて重点的に取り組み、我が国におけるエネルギー基地の形成を図る。

14 〈重点的に取り組む施策〉

15 ○再生可能エネルギー導入・移出等に向けたインフラ整備

- 16 ・ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関す
17 る法律（平成30年法律第89号）に基づく促進区域の指定による洋上風
18 力発電の導入促進
- 19 ・ 北海道と本州の大消費地を結ぶ送電インフラの整備
- 20 ・ 脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素等の受入環境の整備等を図
21 るカーボンニュートラルポート（CNP）の形成
- 22 ・ バイオマス燃料の輸入等の再生可能エネルギー導入に寄与する港湾整
23 備・利用

24 ○水素社会の実現

- 25 ・ 水素の製造から貯蔵、輸送及び利用に至るサプライチェーン構築
- 26 ・ 寒冷地における燃料電池自動車の導入拡大に資する取組推進
- 27 ・ 産学官金連携のプラットフォームによる水素の普及啓発

29 (3) 北海道のCO₂吸収力の発揮

30 全国の森林面積の約22%を占める北海道の森林は、CO₂の吸収源として重要な
31 役割を担っている。また、土壌中に炭素を貯留できる北海道の耕地面積は全国の約
32 26%を占めているほか、近年、新たな吸収源として注目されているブルーカーボン
33 生態系を育む海岸線延長は北海道が全国の約13%を占めている。このため、2050年
34 カーボンニュートラルの実現に向け、次に掲げる施策について重点的に取り組み、
35 北海道のCO₂吸収源を十分に活用し、CO₂吸収力の発揮を図る。

37 〈重点的に取り組む施策〉

- 38 ・ 森林資源の循環利用及び計画的な森林管理
- 39 ・ 公共事業等におけるブルーカーボン生態系創出
- 40 ・ 農地及び草地土壌への堆肥、緑肥、バイオ炭等の施用

- ・ 建築物の木造化等の促進
- ・ CCUS³⁹、合成燃料等の新しい脱炭素技術の開発促進

4. 地域の強みを活かした成長産業の形成

地域の強みを活かした成長産業の形成に向け、次に掲げる基本的方向に沿って施策を展開する。

《主要施策の実現に向けた施策の基本的方向》

- (1) 再生可能エネルギーを活かした産業振興
- (2) 経済安全保障に貢献する先端産業拠点の形成
- (3) 地理的・気候的な優位性を活かした産業振興

(1) 再生可能エネルギーを活かした産業振興

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、北海道に豊富に賦存する再生可能エネルギーを最大限活用して脱炭素化の取組を進めることにより、全国の脱炭素化に貢献するのみならず、雇用の創出等により地域も豊かになることが重要である。また、苫小牧東部地域は、近年、大規模太陽光発電施設等のエネルギー関連産業が集積する傾向にあり、エネルギーの有効活用による産業展開が期待されている。このため、次に掲げる施策について重点的に取り組み、再生可能エネルギーを活かした産業の振興を図る。

〈重点的に取り組む施策〉

- ・ 地域の強みを活かした再生可能エネルギー関連産業の立地促進・育成
- ・ 苫小牧東部地域における脱炭素化の推進、環境・エネルギー産業、水素関連産業等の立地の促進
- ・ 石狩湾新港地域における電力多消費型産業等の立地の促進
- ・ 大型蓄電池、水素、バイオマス等の再生可能エネルギー関連産業の拡大に資する技術開発の促進

(2) 経済安全保障に貢献する先端産業拠点の形成

新型コロナウイルス対応によるデジタル化の進展、DXの必要性の高まり、5G等の新たな情報通信技術・インフラ整備の進展、世界的な半導体需給状況のひっ迫、半導体・デジタル関連技術等の先端技術を取り巻く貿易問題、経済安全保障等のデジタル産業やその基盤となる半導体を取り巻く環境は大きく変化している。今後、経済・社会の持続的成長を実現するためには、あらゆる社会経済活動に深く関係する半導体・デジタル産業について、時代の変化を的確に捉え、競争力を高めることが必要である。

³⁹ CCUS : Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage の略。発電所や化学工場等から排出されたCO₂を、ほかの気体から分離して集め、地中深くに貯留・圧入、また、分離・貯留したCO₂を利用する技術。国内で唯一のCCS実証試験地が北海道にある。

1 特に半導体は、デジタル社会を支える重要基盤であり、経済安全保障にも直結する重要な戦略技術である。次世代半導体の国産化を目指す企業が新たに建設する工場の建設予定地として北海道を選定したことを契機として、北海道へデジタル産業の集積を図り、国内製造基盤を強化することが重要である。

2
3
4
5 また、北海道は、北米との物理的距離の近さや北極海経由の欧州との接続可能性等の面で地理的優位性を有し、脱炭素電源活用のポテンシャルが高いなど、データセンターの立地に適しており、東京圏や大阪圏を補完・代替する第三、第四の中核拠点として整備を進め、我が国の国際的なデータ流通のハブとしての機能強化に貢献することが重要である。

6
7
8
9
10 このため、次に掲げる施策について重点的に取り組み、経済安全保障に貢献する先端産業拠点の形成を図る。

11 12 13 <重点的に取り組む施策>

- 14 ・ 次世代半導体の製造基盤確立、研究、人材育成等の拠点形成に向けた取組促進
- 15
16 ・ デジタル産業基盤であるデータセンターの立地促進、高速大容量の通信インフラの整備
- 17
18 ・ 先端産業の企業進出を支える居住環境の構築
- 19

20 (3) 地理的・気候的な優位性を活かした産業振興

21 全国経済への貢献と豊かな地域社会を実現するためには、農林水産業・食関連産業や観光産業といった基幹産業のほか、北海道の広大な大地や積雪寒冷な気候といった地域特性を活かした産業を育成・振興し、北海道の経済を持続的に発展させることが重要である。現在、宇宙関連産業等の新しい産業が成長しつつあり、次に掲げる施策について重点的に取り組み、地理的・気候的な優位性を活かした産業の振興を図る。

22 23 24 25 26 27 28 <重点的に取り組む施策>

- 29 ・ 宇宙関連産業やフードテックを活用した産業等の新産業の創出・発展
- 30 ・ 産業を担う人材確保に資する環境整備
- 31 ・ 中小企業の新たな事業展開を支える環境整備
- 32 ・ 企業進出、技術力向上の取組、D X・G X対応等への支援によるものづくり産業の振興
- 33
- 34 ・ 交通・物流ネットワークの充実による産業競争力の強化
- 35 ・ 本社機能、生産拠点等の移転・分散化を図る企業の立地促進
- 36 ・ サテライトオフィス、テレワーク拠点の整備
- 37 ・ リーディング機能を有する地場の事業者との連携・協働
- 38

39 5. 自然共生社会・循環型社会の形成

40 自然共生社会・循環型社会の形成に向け、次に掲げる基本的方向に沿って施策を展

1 開する。

2 **《主要施策の実現に向けた施策の基本的方向》**

3 (1) 北海道の特性を活かした自然共生社会の形成

4 (2) 資源を最大限に利活用する循環型社会の形成

5
6 **(1) 北海道の特性を活かした自然共生社会の形成**

7 北海道は、世界自然遺産の知床、ラムサール条約湿地の釧路湿原等を始め、かけ
8 がえのない豊かな自然環境を有しており、自然環境を保全するとともに、自然が有
9 する多様な機能を利用しながら魅力ある持続可能な地域づくりを進めることが求
10 められている。このため、次に掲げる施策について重点的に取り組み、北海道の特
11 性を活かした自然共生社会の形成を図る。なお、土地の利用と管理については、安
12 全保障をめぐる内外情勢の変化等を踏まえた対応を図る。

13
14 **〈重点的に取り組む施策〉**

15 ○グリーンインフラの取組の推進

- 16 ・ 湿原や遊水地が有する保水・浄化、洪水調節等の多様な機能の活用
- 17 ・ 遊水地等を活用した生態系ネットワークの形成
- 18 ・ かわまちづくり等の自然と共生する環境整備
- 19 ・ 景観に配慮した防雪林整備や地域と協働した維持管理等の北海道の地域
20 特性を活かした道路整備・維持管理

21 ○生物多様性の保全

- 22 ・ ネイチャーポジティブ⁴⁰の考え方に基づく 30by30⁴¹目標の達成に向けた
23 官民の連携（30by30 アライアンス）
- 24 ・ 特定外来生物等の防除
- 25 ・ 生物多様性の保全に配慮した多自然川づくり、自然再生事業、農業生
26 産、森林施業等の推進

27 ○鳥獣被害に係る総合的な対策

- 28 ・ 防護柵等の被害防止施設の整備及び捕獲事業の強化
- 29 ・ 捕獲鳥獣のジビエ（野生鳥獣の肉）等への利活用の促進

30 ○豊かな環境を守り育て将来に引き継ぐ環境教育

- 31 ・ 「子どもの水辺」等の地域と連携した環境教育の推進

32 ○水資源の安定供給

- 33 ・ 健全な水循環の維持・回復
- 34 ・ 計画的な水道施設整備

35
36 **(2) 資源を最大限に利活用する循環型社会の形成**

⁴⁰ ネイチャーポジティブ：生物多様性の減少傾向を食い止め、回復に向かわせる考え方。

⁴¹ 30by30：2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標（2021年時点では陸域20.5%、海域13.3%）。

1 廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、持続可能な形で資源を利用す
2 る循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を目指すことが世界の潮流となっ
3 ている。我が国においても、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）
4 が改定され、基本的考え方として3R（廃棄物等の発生抑制・循環型資源の再使用・
5 再生利用）+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）の推進が位置付けられたと
6 ころである。北海道は、一般廃棄物のリサイクル率が全国を上回り、産業廃棄物に
7 ついてもその半分を占める家畜排せつ物のほとんどは堆肥等として利用されている
8 が、廃棄物の排出量は全国の中で高い割合を示しており、次に掲げる施策につい
9 て重点的に取り組み、資源を最大限に利活用する循環型社会の形成を図る。

11 〈重点的に取り組む施策〉

12 ○廃棄物処理施設の整備等

- 13 ・ 循環型社会の形成に向けた廃棄物処理・リサイクル施設の整備
- 14 ・ 下水道資源の有効利用、下水道技術の実規模実証（B-DASHプロジ
15 ェクト）

16 ○廃棄物等の有効利用

- 17 ・ 農山漁村や都市近郊における循環資源の種類に応じた循環システム構築
- 18 ・ 森林資源や家畜排せつ物等のバイオマスを資源として最大限・多段階に
19 利用するカスケード利用や高度利用
- 20 ・ 建設発生土等の有効利用の促進及び普及啓発
- 21 ・ 建設副産物における付加価値の高い再生材へのリサイクル促進など建設
22 リサイクルの「質」の向上

23 ○産業や生活のグリーン化

- 24 ・ プラスチックの代替となる木質系新素材の研究開発・普及等
- 25 ・ エシカル消費⁴²の啓発

27 6. 北方領土隣接地域及び国境周辺地域の振興

28 北方領土隣接地域及び国境周辺地域の振興に向け、次に掲げる基本的方向に沿って
29 施策を展開する。

30 《主要施策の実現に向けた施策の基本的方向》

- 31 (1) 北方領土隣接地域の安定振興
- 32 (2) 国境周辺地域の振興

34 (1) 北方領土隣接地域の安定振興

35 我が国固有の領土である北方領土では、戦後78年を経た今もなお、ロシアによる
36 不法占拠が続いている。北方領土隣接地域は、かつて行政的にも経済的にも北方領
37 土と一体の社会経済圏を形成して発展してきたが、北方領土問題が未解決であるこ
38 とから、戦後はその望ましい地域社会としての発展が阻害されるという特殊な条件

⁴² エシカル消費：地域の活性化や雇用等を含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと。

下に置かれている地域である。また、北方領土隣接地域は、北方領土元居住者の多くが住んでいる北方領土返還要求運動の拠点となる重要な地域であり、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和 57 年法律第 85 号）に基づき、関係施策を実施しているが、人口減少、少子高齢化、漁獲量や観光入込客数の減少等による地域産業の停滞等、地域経済は依然として厳しい状況が続いていることから、次に掲げる施策について重点的に取り組み、北方領土隣接地域の安定振興を図る。

〈重点的に取り組む施策〉

○北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する総合的な施策の計画的推進

- ・ 農林水産業等の基幹産業の振興等による活力ある地域経済の展開
- ・ 体験型・滞在型観光の促進等による地域の資源を活かした交流・関係人口の拡大
- ・ 持続的な地域医療の確保等によるゆとりと安心の実感できる地域社会の形成
- ・ 交通インフラ整備、防災・減災対策の充実・強化等による社会・経済の安定的な発展の基盤の形成
- ・ 脱炭素化等の取組による地域の豊かな自然との共生

○北方領土の早期返還に向けた環境整備

- ・ 国民世論の啓発活動の充実や返還要求運動の後継者の育成等による北方領土問題解決のための環境づくり

（２）国境周辺地域の振興

北海道は、長い海岸線を有する北の国境地帯として、我が国の領土・領海等の保全を図る上で重要な役割を担っている。緊迫化する国際情勢において、我が国を取り巻く安全保障上の課題が深刻化する中、経済安全保障上の観点から社会経済活動を支えるインフラ整備を図る必要がある。

離島地域や道北地方といった国境周辺地域については、離島振興計画等に基づき、農林水産業や観光等の産業の振興、生活条件の改善を通じて、定住の促進等を図る必要がある。また、離島地域の人口は、北海道全体と比べて人口減少が急速に進み、本土と離島地域を結ぶ交通は、買い物や通院等の住民の生活路線であるが、航路・航空路利用客数の減少等により事業者の経営状況が厳しい状況にある。さらに、道北地方は、風力を始めとする再生可能エネルギーのポテンシャルが高いが、送電網が弱く有効活用できていない。このため、次に掲げる施策について重点的に取り組み、国境周辺地域の振興を図る。

〈重点的に取り組む施策〉

○離島地域における本土への安定的なアクセスの確保

- ・ 航路・航空路の維持及び港湾等の整備

1 ○国境周辺地域の持続可能な定住

- 2 ・ 安全・安心な定住条件の整備強化
- 3 ・ 道路・港湾等の広域ネットワークの強靱化
- 4 ・ 基幹産業の振興による活力ある地域社会の形成

5 ○豊富な再生可能エネルギー源の活用

- 6 ・ 中長期的な観点における再生可能エネルギー源を活用した北のエネルギー供給拠点の形成

7. アイヌ文化の振興等

10 アイヌ文化の振興等に向け、次に掲げる基本的方向に沿って施策を展開する。

《主要施策の実現に向けた施策の基本的方向》

12 アイヌ文化の振興等の推進

13 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号）に基づき、アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発のほか、地域振興、産業振興、観光振興等を含めた施策の総合的かつ効果的な推進を図る必要がある。また、令和2年7月に開業した民族共生象徴空間（ウポポイ）を拠点として、アイヌ文化の振興・創造、国民理解の促進、アイヌ文化の復興等に向けたネットワークの構築を図る。

〈重点的に取り組む施策〉

21 ○アイヌ施策の総合的かつ効果的な実施

- 22 ・ アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発
- 23 ・ アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する取組

25 ○ウポポイを拠点としたアイヌ文化の復興・創造等

- 26 ・ アイヌの歴史、文化等に関する展示及び調査研究、アイヌ文化の伝承及びそのための人材育成、体験交流、情報発信等の取組
- 27 ・ 魅力的なコンテンツの充実、周辺観光地との連携も含めた戦略的な広報活動

30 ○アイヌ文化の復興等に向けたネットワークの構築

- 31 ・ アイヌ文化伝承活動等が盛んな地域とウポポイの連携等

第2節 「北海道の価値を生み出す北海道型地域構造～生産空間の維持・発展と強靱な国土づくり」に係る主要施策

1. デジタルの活用による生産空間の維持・発展

36 デジタルの活用による生産空間の維持・発展に向け、次に掲げる基本的方向に沿って施策を展開する。

《主要施策の実現に向けた施策の基本的方向》

- 38 (1) 広大な北海道に適したデジタル基盤の整備
- 40 (2) 必要なサービスをデジタル技術で享受できる社会の形成

1
2 **(1) 広大な北海道に適したデジタル基盤の整備**

3 広域分散型社会を形成している北海道では、農村部、山間部等において5G等の
4 高速・大容量無線通信の前提となるデジタル基盤整備が不足しており、地方部の基
5 盤整備が早期に進まなければ、都市部等との地域間格差が拡大し、住民の生活に不
6 可欠な生活サービスの提供に支障が生じることが懸念される。このため、次に掲げ
7 る施策について重点的に取り組み、広大な北海道に適したデジタル基盤の整備を
8 図る。

9
10 **〈重点的に取り組む施策〉**

- 11 ・ 産業の維持・創出及び生活サービスに必要な5G基地局等の整備
- 12 ・ 広大な大地に適した次世代情報通信インフラの研究開発
- 13 ・ デジタル技術を活用した生活サービスの向上や新たな産業創出に資する
14 国・地方公共団体におけるオープンデータ⁴³化
- 15 ・ 高等教育機関、行政機関、企業等におけるデジタル人材の育成・確保

16
17 **(2) 必要なサービスをデジタル技術で享受できる社会の形成**

18 広域分散、低密度の北海道において地方部で豊かな暮らしを営むためには、生活
19 に不可欠な医療・教育等のサービスや、都市部に集中しやすい文化・芸術等のサー
20 ビスを享受できるようにする必要があるが、人口減少や担い手不足に伴い、これら
21 を提供する施設が減少傾向にある。このまま減少が進み、これらのサービスレベル
22 が低下すれば、生産空間の機能維持が困難になることから、次に掲げる施策につい
23 て重点的に取り組み、必要なサービスをデジタル技術で享受できる社会の形成を図
24 る。

25
26 **〈重点的に取り組む施策〉**

- 27 ・ ドローン物流の社会実装等物流DXの推進
- 28 ・ 遠隔地においても質の高いサービスを提供するための行政、医療、教
29 育、介護等のデジタル化・分野横断的な連携

30
31 **2. 多様で豊かな地域社会の形成**

32 多様で豊かな地域社会の形成に向け、次に掲げる基本的方向に沿って施策を展開す
33 る。

34 **《主要施策の実現に向けた施策の基本的方向》**

- 35 (1) 人への投資と多様な人材・主体による共創
- 36 (2) 多様な暮らし方・働き方の実現

⁴³ オープンデータ：国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、二次利用可能であること、機械判読に適したもの、無償で利用できる形で公開されたデータのこと。官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）において、国及び地方公共団体はオープンデータに取り組むことを義務付けられている。

1 (3) 生産空間の暮らしを支える中心市街地の形成と賑わいの場の創出

3 (1) 人への投資と多様な人材・主体による共創

4 北海道は、道内の全ての地域において生産年齢人口の減少が見込まれており、定
5 住人口のみでは、地域経済・コミュニティの活力を維持することが困難となってい
6 くことが懸念される。生涯にわたって活躍し続ける場の創出や国内外との関係人口
7 の創出・拡大等による活力ある地域コミュニティを実現するため、次に掲げる施策
8 について重点的に取り組み、人への投資と多様な人材・主体による共創を図る。

10 〈重点的に取り組む施策〉

- 11 ・ オンライン交流や、地域ニーズとのマッチング等デジタル技術を活用し
12 た関係人口の創出・拡大
- 13 ・ 「ほっかいどう学」⁴⁴による地域に貢献する若い世代の育成
- 14 ・ 「北海道価値創造パートナーシップ活動」⁴⁵等の世代や国籍を超えた多様
15 な人材・主体の地域活動への参画・連携
- 16 ・ 「シーニックバイウェイ北海道」等による地域の魅力向上や活性化
- 17 ・ 企業等による地域社会を支える取組
- 18 ・ 産学官金連携によるスタートアップ創出

20 (2) 多様な暮らし方・働き方の実現

21 感染症拡大によりテレワークが普及し、二地域居住・地方移住、兼業・副業へ
22 の関心が高まるなど、暮らし方・働き方が多様化している。こうした多様なニー
23 ズに応え個人と社会全体のWell-being⁴⁶を向上させることは重要であ
24 る。また、少子化が急速に進行する中、安心して子どもを産み育てられる環境が
25 一層重要となっており、北海道の豊かな自然やゆとりある空間は、子育てしやす
26 い地方への移住のニーズの受け皿ともなり得ることから、次に掲げる施策につい
27 て重点的に取り組み、多様な暮らし方・働き方の実現を図る。

29 〈重点的に取り組む施策〉

- 30 ・ テレワーク等の多様な暮らし方・働き方の促進
- 31 ・ 北海道への移住・二地域居住、Uターン・Iターンの取組
- 32 ・ 公共施設・設備等の広域的な共同利用等の地域資源の効率的な利用等
- 33 ・ 二地域居住や子育て世代等への空き家の活用促進
- 34 ・ 子育て環境に優れた公営住宅等の活用

⁴⁴ ほっかいどう学：子どもから大人まで、より多くの人々が地域づくりに関心を持つ契機を創出するため、地理、歴史、文化、産業等の北海道の魅力や個性について幅広く学ぶ取組。

⁴⁵ 北海道価値創造パートナーシップ活動：地域づくりに主体的に取り組む個人・法人等や地域づくりの支援者等をメンバーとするプラットフォーム。

⁴⁶ Well-being：個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。

(3) 生産空間の暮らしを支える中心市街地の形成と賑わいの場の創出

地方部の市街地には、日常的なサービス機能を維持する役割、圏域中心都市には、高次な都市機能・生活機能を維持する役割がある。「食」、「観光」、「脱炭素化」等の北海道の強みを生み出す生産空間で暮らし続けるためには、暮らしや活動を支える圏域中心都市や地方部の市街地がその機能を果たし、地域特性を活かした持続可能な地域形成を図ることが必要である。また、中心市街地では空洞化が進行しており、人口減少により今後更に地域の活力が低下することが懸念される。このため、次に掲げる施策について重点的に取り組み、生産空間の暮らしを支える中心市街地の形成と賑わいの場の創出を図る。

〈重点的に取り組む施策〉

- ・ 中心市街地への医療、福祉、商業等の都市機能・生活機能の集積・高度化
- ・ 道路、河川及び港湾空間等のオープンスペースや「道の駅」等の既存ストックを活用した賑わいの場の創出
- ・ 地方部における「道の駅」等への日常的な生活サービス機能の集約・拠点形成

3. 北海道型地域構造を支え、世界を見据えた人流・物流ネットワークの形成

北海道型地域構造を支え、世界を見据えた人流・物流ネットワークの形成に向け、次に掲げる基本的方向に沿って施策を展開する。

《主要施策の実現に向けた施策の基本的方向》

- (1) 広域分散型社会を支える交通ネットワークの形成
- (2) 産業を支える物流基盤の整備と物流システムの維持・効率化
- (3) 安全・安心な移動環境の確保
- (4) 札幌における交通結節機能と都市機能の強化

(1) 広域分散型社会を支える交通ネットワークの形成

広域分散型社会の北海道においては、北海道の価値を生み出す生産空間での生活を支えるためには交通ネットワークの形成が不可欠である。一方、都市間距離が長大であり、さらに、冬期の積雪寒冷環境下において移動環境が著しく悪化する北海道の交通は、確実性、速達性、定時性に課題がある。生産空間から都市に至る交通ネットワークが存在しなければ、高次都市機能・生活機能等を享受できず、住み続けることは困難となるおそれがある。このため、次に掲げる施策について重点的に取り組み、広域分散型社会を支える交通ネットワークの形成を図る。

〈重点的に取り組む施策〉

- ・ ミッシングリンクの早期解消等のいまだ接続されていない都市間や地方部を接続する高規格道路、港湾・空港施設、北海道新幹線の交通ネットワーク整備

- 1 ・ 輸送モード間を含む交通結節機能強化、都市間の連絡及び生産空間から
2 都市に至る複数の輸送手段・ルート確保等による持続可能な交通体系
3 の構築
- 4 ・ 高規格道路整備、地方部の交通結節点機能整備、地域の実情に合った交通
5 や物流システムの導入・維持方策の一体的な推進

7 (2) 産業を支える物流基盤の整備と物流システムの維持・効率化

8 北海道の物流においては、長距離・長時間輸送に伴う農水産物等の貨物の品質・
9 鮮度管理、貨物量の季節変動とそれに伴う片荷輸送等が課題となっている。また、
10 今後、運送事業者の減少やドライバー不足等により輸送力の低下が深刻化すれば、
11 地域物流の確保や生産空間からの食料供給等が困難になると見込まれることから、
12 シームレスかつ持続可能な物流ネットワークが重要である。このため、次に掲げる
13 施策について重点的に取り組み、産業を支える物流基盤の整備と物流システムの維
14 持・効率化を図る。

15 〈重点的に取り組む施策〉

- 16 ・ 農水産物等の輸送を支える高規格道路の整備、輸出入・移出入の拠点とな
17 る空港・港湾施設の整備及び高規格道路から空港・港湾・鉄道駅等の物流
18 拠点へのアクセスルート確保
- 19 ・ 物流事業者の経営資源を最大限活用した、貨客混載、中継輸送、共同輸送
20 等の実現及び貯蔵施設の増強、ハブ機能強化等の物流拠点整備による生
21 産空間に住み続けられる持続可能なサプライチェーン構築
- 22 ・ トラック・鉄道・航空・船舶等の特性を踏まえた輸送手段や災害時に備え
23 た複数のルート確保等による強靱な輸送体系構築

24 (3) 安全・安心な移動環境の確保

25 広域分散型社会の北海道において、地方部の日常生活における移動環境の確保は、
26 生産空間に住み続ける環境づくりや観光等の人流の円滑な移動のために不可欠で
27 ある。一方、地域公共交通は、人口減少等の影響により、輸送需要の縮小、ドライ
28 バー不足等の厳しい経営環境に置かれ、サービスの維持・確保が困難な状況に直面
29 している。今後、地域公共交通が存在しない地域が拡大すれば、こどもや高齢者等
30 交通弱者のモビリティ⁴⁷確保が極めて切迫した課題となることから、次に掲げる施
31 策について重点的に取り組み、安全・安心な移動環境の確保を図る。

32 〈重点的に取り組む施策〉

- 33 ・ 輸送資源を最大限活用した持続可能な交通サービス構築
- 34 ・ あらゆる世代における生活・移動の質の向上を図るモビリティの普及
- 35 ・ 積雪寒冷環境における自動運転技術の研究開発や自動運転に対応した道

36
37
38

⁴⁷ モビリティ：ヒト・モノの移動そのものや、その手段・方法のこと。

1 路空間の利活用等

- 2 ・ 公共交通の維持・活性化を図るMaaSの実装等
- 3 ・ 多様な交通モードが連動し、まちづくりと一体となった安全・安心な交通体系構築

6 (4) 札幌における交通結節機能と都市機能の強化

7 札幌都市圏は道外への人口流出を抑制するダム機能として一定の役割を果たし
8 ており、行政、経済を始めとした北海道全体に及ぶ中枢管理機能や高次の都市機能
9 を有している。これらの機能は、北海道の発展のために不可欠なものであり、北海
10 道においてグローバルに飛躍する産業を展開していくためには、札幌が北海道の拠
11 点として国内外からヒト、モノ、情報等を引きつけ、国際的な活動の拠点にふさわ
12 しい都市機能を発展させるとともに、これらを道内各地に波及させることが重要で
13 ある。このため、次に掲げる施策について重点的に取り組み、札幌駅周辺の交通結
14 節機能強化や札幌都心と道内各地を結ぶ高規格道路の整備等の札幌の都市機能の
15 強化を図る。

17 〈重点的に取り組む施策〉

- 18 ・ 北海道新幹線の延伸効果を全道に波及させる広域的交通結節機能強化及
19 び交通サービスの充実
- 20 ・ ゼロカーボンシティ⁴⁸やスマートシティ⁴⁹の実現に向けた取組、防災機能
21 強化・強靱化、雪対策等を組み込んだ交通基盤・都市基盤の整備
- 22 ・ ICT等の新技術を活用した持続可能な都市の形成
- 23 ・ 文化、教育、専門的な医療を始めとした高次都市機能・生活機能等を担う
24 ための都市基盤の整備

26 4. 生産空間を守り安全・安心に住み続けられる強靱な国土づくり

27 生産空間を守り安全・安心に住み続けられる強靱な国土づくりに向け、次に掲げる
28 基本的方向に沿って施策を展開する。

29 《主要施策の実現に向けた施策の基本的方向》

- 30 (1) 気候変動に伴い激甚化する水災害に対する北海道の地域特性を踏まえた流域治
31 水の推進
- 32 (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模災害に対する生産・社会基盤の
33 強靱化
- 34 (3) 冬期災害や複合災害に対する防災力の強化
- 35 (4) デジタル技術を活用したインフラの維持管理及び技術開発の推進

⁴⁸ ゼロカーボンシティ：2050年にCO₂を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方公共団体として公表した地方公共団体。

⁴⁹ スマートシティ：ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）の高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける持続可能な都市や地域であり、Society5.0の先行的な実現の場。

1 (5) 災害時におけるライフラインの機能確保に向けた施設の耐災害性強化及び多重
2 化・分散化

3 (6) 国家的規模の災害時におけるリスク分散

4
5 (1) 気候変動に伴い激甚化する水災害に対する北海道の地域特性を踏まえた流域治
6 水の推進

7 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生するなど、人命や社会経済への甚大
8 な被害が生じている。特に北海道は、全国の他地域に比べ、気候変動の影響が大き
9 いと予測されており、水害、土砂災害の激甚化・頻発化のほか、渇水の頻発化・長
10 期化・深刻化が懸念されている。気候変動による水災害のリスクの増大に備えるた
11 め、次に掲げる施策について重点的に取り組み、気候変動に伴い激甚化する水災害
12 に対する北海道の地域特性を踏まえ、流域のあらゆる関係者が連携した流域治水の
13 推進を図る。

14
15 <重点的に取り組む施策>

- 16 ・ 気候変動を踏まえた治水計画の見直し
- 17 ・ 河川における堤防、遊水地、ダム等の整備
- 18 ・ 海岸保全施設、港湾施設、砂防施設、治山施設、雨水貯留浸透施設等の整備
- 19 備
- 20 ・ 住まい方の工夫等を含む水害、土砂災害、高潮等に対するハード・ソフト
- 21 一体となった事前防災対策

22
23 (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模災害に対する生産・社会基盤の
24 強靱化

25 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が切迫しており、北海道において甚大な被害
26 が想定されていることから、巨大地震・津波への備えが急務となっている。また、
27 北海道には一定の周期で噴火を繰り返している活動的な火山が複数分布しており、
28 噴火が起きれば、多くの人命・財産が失われ、地域経済活動に甚大な被害を与える
29 リスクがある。このため、次に掲げる施策について重点的に取り組み、日本海溝・
30 千島海溝周辺海溝型地震等の大規模災害に対する生産・社会基盤の強靱化を図る。

31
32 <重点的に取り組む施策>

- 33 ・ 地震、津波、火山噴火等の大規模災害に備えた各種インフラ施設等の整備
- 34 及び耐災害性強化
- 35 ・ 道路・港湾等の広域ネットワークの強靱化
- 36 ・ 津波避難対策特別強化地域に指定された地方公共団体による津波避難対
- 37 策への支援
- 38 ・ 事前復興の取組
- 39 ・ 道路、港湾・漁港、航路、空港等が連携した啓開
- 40 ・ 関係機関が連携した防災教育、防災訓練等の防災対応力の充実・強化

- ・ TEC-FORCE⁵⁰等による技術的な支援

(3) 冬期災害や複合災害に対する防災力の強化

近年、人命に関わるような暴風雪や大雪等の冬期災害が激甚化・頻発化しており、広域分散型の地域構造で道路網密度の低い北海道では、通行止め等による人流・物流の寸断等の大きな社会的影響が懸念される。また、冬期に大規模災害が発生した場合、低温、積雪等により避難、応急・復旧活動等が困難となるといった積雪寒冷地特有の課題があることから、次に掲げる施策について重点的に取り組み、冬期災害や複合災害に対する防災力の強化を図る。

〈重点的に取り組む施策〉

- ・ 計画的・予防的な通行規制及び集中除雪、持続可能な除排雪等の取組
- ・ 関係機関が連携した情報発信等の強化
- ・ 災害時における代替性確保のための高規格道路整備や基幹的な道路ネットワークの強化
- ・ 冬期の安全・安心確保に向けた防雪対策
- ・ 積雪寒冷地特有の課題に配慮した避難対策

(4) デジタル技術を活用したインフラの維持管理及び技術開発の推進

高度経済成長期から集中的に整備されてきたインフラの老朽化が、加速度的に進行している。特に北海道では、積雪寒冷の厳しい気象条件や土壌条件等を踏まえたインフラ維持管理が必要であるが、生産年齢人口の減少による建設業における若手入職者の減少、就業者の高齢化、将来の技能労働者の担い手不足により、インフラ維持管理等の対応に加え、災害時における応急復旧活動にも支障が生じることから、次に掲げる施策について重点的に取り組み、デジタル技術を活用したインフラの維持管理及び技術開発の推進を図る。

〈重点的に取り組む施策〉

- ・ AI、IoT等の新技術の活用や広域的・戦略的なインフラマネジメントによる予防保全型のインフラメンテナンスへの本格転換、人材育成・担い手確保、技術支援
- ・ i-Snow⁵¹、SMART-Grass⁵²等のインフラ分野のDX化による現場の生産性、安全性の向上
- ・ 気候変動を前提とした降雨や積雪寒冷環境等に対応した技術研究開発

⁵⁰ TEC-FORCE：大規模な自然災害等に際し、被災地方公共団体が行う被災状況の把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施する国土交通省緊急災害対策派遣隊。

⁵¹ i-Snow：除雪現場の省力化による生産性・安全性の向上に関する取組プラットフォームの通称。

⁵² SMART-Grass：堤防除草の生産性向上のため、ICTを活用した除草作業の自動化についての取組。

1
2 (5) 災害時におけるライフラインの機能確保に向けた施設の耐災害性強化及び多重
3 化・分散化

4 災害時におけるライフラインの機能確保は、迅速かつ適切な災害応急対策活動や
5 被災者の生活確保、産業活動の継続・再開にとって極めて重要である。このため、
6 次に掲げる施策について重点的に取り組み、ライフラインの機能確保に向けた施設
7 の耐災害性強化及び多重化・分散化を図る。

8
9 <重点的に取り組む施策>

- 10 ・ ライフライン施設の耐災害性強化
11 ・ ライフラインの多重化・分散化

12
13 (6) 国家的規模の災害時におけるリスク分散

14 災害が激甚化・頻発化する中、北海道内を含めて全国で国家的規模の災害が発生
15 した場合、被災地に対する食料・エネルギーの安定供給が求められている。また、
16 諸機能が集中する首都圏等で大規模な災害が発生した場合、首都中枢機能の麻痺等
17 により我が国全体への影響が懸念されることから、次に掲げる施策について重点的
18 に取り組む、国家的規模の災害時におけるリスク分散を図る。

19
20 <重点的に取り組む施策>

- 21 ・ 食料生産基盤・サプライチェーンの強靱化に向けたインフラ施設の耐災
22 害性強化等
23 ・ デジタルインフラの整備や送電網の増強
24 ・ 企業の本社機能等の道内への誘致
25 ・ 北海道から被災地へ物的・人的支援を迅速に行うための交通ネットワー
26 クの充実及び耐災害性強化

1 付記

2 施策の推進に当たっては、内外の諸情勢の変化に対して弾力的に対処していくものと
3 する。

4 なお、特殊な条件下に置かれている北方領土をめぐる状況が変化した場合には、開発
5 の基本方向を改めて示すこととする。